

# 第19回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

1. 事業報告  
「新株予約権等の状況」  
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
2. 連結計算書類  
「連結株主資本等変動計算書」  
「連結注記表」
3. 計算書類  
「株主資本等変動計算書」  
「個別注記表」

第19期  
(2022年9月1日から2023年8月31日まで)

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただき、電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律で送りいたします。( <https://www.twhdc.co.jp/ir/> )

## 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年8月31日現在）

イ. 2019年3月15日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

3,000個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的である株式の種類と数

普通株式 300,000株

・新株予約権の払込金額

1個につき 241円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株につき 192円

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額は行使価額とし、発行価額中資本に組み入れない額は、発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てるものとする。

・新株予約権を行使することができる期間

2019年4月1日から2024年3月29日まで

・新株予約権の行使の条件

一 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも本新株予約権の行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

また、上記事由は客観的な意見が含まれる可能性があるため、該当事由の発生の都度、当社取締役会の決議によって判断を行う。

二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株

式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- 四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- 五 その他の条件については、新株予約権割当契約書に定める。
- 六 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	3,000個	300,000株	1名

ロ. 2019年11月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
7,700個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数  
普通株式 770,000株
- ・新株予約権の払込金額  
1個につき 81円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株につき 238円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額は行使価額とし、発行価額中資本に組み入れない額は、発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てるものとする。
- ・新株予約権を行使することができる期間  
2019年12月16日から2024年12月15日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - 一 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも本新株予約権の行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
    - ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
    - イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
    - ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされてい

た事情に大きな変更が生じた場合

エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合また、上記事由は客観的な意見が含まれる可能性があるため、該当事由の発生の都度、当社取締役会の決議によって判断を行う。

二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

五 その他の条件については、新株予約権割当契約書に定める。

六 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	7,100個	710,000株	4名
社外取締役	300個	30,000株	1名
監査役 (社外監査役を除く)	300個	30,000株	1名
社外監査役	一個	一株	一名

(注) 上記の内、取締役2名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

ハ、2020年4月28日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

11,950個 (新株予約権1個につき100株)

・新株予約権の目的である株式の種類と数

普通株式 1,195,000株

・新株予約権の払込金額

1個につき 275円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株につき 147円

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額は行使価額とし、発行価額中資本金に組み入れない額は、発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てるものとする。

・新株予約権を行使することができる期間

2020年5月14日から2025年5月13日まで

・新株予約権の行使の条件

一 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも本新株予約権の行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

また、上記事由は客観的な意見が含まれる可能性があるため、該当事由の発生の都度、当社取締役会の決議によって判断を行う。

二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

五 その他の条件については、新株予約権割当契約書に定める。

六 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	11,950個	1,195,000株	2名

(注) 上記の内、取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものです。

二. 2020年10月27日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

14,000個 (新株予約権1個につき100株)

- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
  - 普通株式 1,400,000株
- ・新株予約権の払込金額
  - 1個につき 394円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - 1株につき 208円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - 一 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - 二 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
  - 2020年11月11日から2025年11月10日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - 一 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも本新株予約権の行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
    - ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
    - イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
    - ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
    - エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
  - 二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - 三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - 四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

## 五 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	14,000個	1,400,000株	2名

ホ. 2021年7月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
14,000個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数  
普通株式 1,400,000株
- ・新株予約権の払込金額  
1個につき 178円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株につき 172円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - 一 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - 二 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間  
2021年8月11日から2031年8月10日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - 一 割当日から2026年8月10日までの間、新株予約権者は自由に権利を行使することができるが、2026年8月11日から行使期間の満了日までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使は出来ないものとする。一方で、割当日から本新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの期間に、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価格の60%を下回った場合、当該時点以降、当社は残存する全ての新株予約権を行使価格の60%で行使させることができる。但し、当社が行使を指示することができるのは、当該時点以降、行使期間の満了日までの場合において、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が行使指示の時点においても行使価格の60%を下回っている場合に限る。

- 二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- 五 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	14,000個	1,400,000株	3名

へ. 2021年8月31日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
10,000個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数  
普通株式 1,000,000株
- ・新株予約権の払込金額  
1個につき 204円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株につき 190円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - 一 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 二 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間  
2021年9月15日から2031年9月14日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - 一 割当日から2026年9月14日までの間、新株予約権者は自由に権利を行使することができるが、2026年9月15日から行使期間の満了日までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使は出来ないものとする。一方で、割当日から本新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの期間に、東京証券取引所における当



社株式の普通取引の終値が一度でも行使価格の60%を下回った場合、当該時点以降、当社は残存する全ての新株予約権を行使価格の60%で行使させることができる。但し、当社が行使を指示することができるのは、当該時点以降、行使期間の満了日までの場合において、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が行使指示の時点においても行使価格の60%を下回っている場合に限る。

- 二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- 五 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	10,000個	1,000,000株	3名

ト. 2021年10月15日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
10,000個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数  
普通株式 1,000,000株
- ・新株予約権の払込金額  
1個につき 181円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株につき 163円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - 一 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - 二 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間  
2021年11月1日から2031年10月31日まで

・新株予約権の行使の条件

- 一 割当日から2026年10月31日までの間、新株予約権者は自由に権利を行使することができるが、2026年11月1日から行使期間の満了日までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使は出来ないものとする。一方で、割当日から本新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの期間に、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価格の60%を下回った場合、当該時点以降、当社は残存する全ての新株予約権を行使価格の60%で行使させることができる。但し、当社が行使を指示することができるのは、当該時点以降、行使期間の満了日までの場合において、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が行使指示の時点においても行使価格の60%を下回っている場合に限る。
- 二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- 五 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	10,000個	1,000,000株	3名

チ. 2022年1月25日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

13,300個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的である株式の種類と数

普通株式 1,330,000株

・新株予約権の払込金額

1個につき 172円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株につき 156円

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 一 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

二 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

2022年2月9日から2032年2月8日まで

・新株予約権の行使の条件

一 割当日から2027年2月8日までの間、新株予約権者は自由に権利を行使することができるが、2027年2月9日から行使期間の満了日までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使は出来ないものとする。一方で、割当日から本新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの期間に、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価格の60%を下回った場合、当該時点以降、当社は残存する全ての新株予約権を行使価格の60%で行使させることができる。但し、当社が行使を指示することができるのは、当該時点以降、行使期間の満了日までの場合において、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が行使指示の時点においても行使価格の60%を下回っている場合に限る。

二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

五 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	10,400個	1,040,000株	4名
社外取締役	2,000個	200,000株	4名
監査役 (社外監査役を除く)	300個	30,000株	1名
社外監査役	600個	60,000株	2名

リ. 2022年8月17日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

15,000個 (新株予約権1個につき100株)

・新株予約権の目的である株式の種類と数

普通株式 1,500,000株

- ・新株予約権の払込金額  
1個につき 193円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株につき 146円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - 一 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - 二 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間  
2022年9月1日から2032年8月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - 一 割当日から2027年8月31日までの間、新株予約権者は自由に権利を行使することができるが、2027年9月1日から行使期間の満了日までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使は出来ないものとする。一方で、割当日から本新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの期間に、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価格の60%を下回った場合、当該時点以降、当社は残存する全ての新株予約権を行使価格の60%で行使させることができる。但し、当社が行使を指示することができるのは、当該時点以降、行使期間の満了日までの場合において、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が行使指示の時点においても行使価格の60%を下回っている場合に限る。
  - 二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - 三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - 四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
  - 五 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	5,000個	500,000株	2名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2022年8月17日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
15,000個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数  
普通株式 1,500,000株
- ・新株予約権の払込金額  
1個につき 193円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株につき 146円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - 一 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - 二 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間  
2022年9月1日から2032年8月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - 一 割当日から2027年8月31日までの間、新株予約権者は自由に権利を行使することができるが、2027年9月1日から行使期間の満了日までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使は出来ないものとする。一方で、割当日から本新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの期間に、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価格の60%を下回った場合、当該時点以降、当社は残存する全ての新株予約権を行使価格の60%で行使させることができる。但し、当社が行使を指示することができるのは、当該時点以降、行使期間の満了日までの場合において、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が行使指示の時点においても行使価格の60%を下回っている場合に限る。
  - 二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - 三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - 四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

五 当社の使用人等の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
子会社取締役	10,000個	1,000,000株	1名

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2019年3月15日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	45,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 4,500,000株 (注) 2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき296円
新株予約権の払込期日	2019年4月1日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき134円 (注) 3
新株予約権の行使期間	2019年4月1日から2024年3月29日まで (注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 6
割当先	(注) 7

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は4,500,000株、割当株式数（下記（注）2及び（注）3に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（下記（注）4に定義する。）が修正されても変化しない（但し、下記（注）3(2)及び(3)の記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準  
 当社は2019年4月1日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当

該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額（但し、当該金額が下限行使価額（下記（注）1(2)①に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。なお、下記（注）1(2)①に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合  
なお、行使価額の修正は、本新株予約権者に対し本新株予約権の行使義務を発生させるものではない。

(3) 行使価額の修正頻度

行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度修正される。

(4) 行使価額の下限「下限行使価額」は当初100円とする。下記（注）3の規定を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限4,500,000株（発行済株式総数に対する割合は19.98%）

(6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（上記(4)に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額）450,000,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）

2. 割当株式数は、以下の規定に従って調整される。

(1) 本項第(2)号及び第(3)号により本新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「割当株式数」という。）が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第2項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。

但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 行使価額は、以下の規定に従って調整される。

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。



- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
4. 当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とす

る。) 、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

6. 本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
7. 第三者割当の方法により、田邊 勝己氏及び株式会社和円商事に本新株予約権を割当てた。
8. 本新株予約権の未行使残高

2022年8月31日現在の未行使残高は2,876個

2020年5月28日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	37,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 3,700,000株 (注) 2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき334円
新株予約権の払込期日	2020年6月15日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき161円 (注) 3
新株予約権の行使期間	2020年6月15日から2025年6月14日まで (注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 6
割当先	(注) 7

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は3,700,000株、割当株式数（下記（注）2及び（注）3に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（下記（注）4に定義する。）が修正されても変化しない（但し、下記（注）3(2)及び(3)の記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

- (2) 行使価額の修正基準

当社は2020年6月15日以降、新型コロナウイルス感染症の問題など当社資金繰りが不透明な状況に陥ったとき、及び当社株価が行使価額を下回っており、当社経営上機動的な資金調達を行う必要があると判断されるときなど、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額（但し、当該金額が下限行使価額（下記

(注) 1 (2) ①に定義する。) を下回る場合、下限行使価額とする。) に修正される。なお、下記 (注) 1 (2) ①に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合  
なお、行使価額の修正は、本新株予約権者に対し本新株予約権の行使義務を発生させるものではない。

(3) 行使価額の修正頻度

行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度修正される。

(4) 行使価額の下限「下限行使価額」は当初100円とする。下記 (注) 3の規定を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限3,700,000株 (発行済株式総数に対する割合は19.98%)

(6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限 (上記(4)に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 370,000,000円 (但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

2. 割当株式数は、以下の規定に従って調整される。

(1) 本項第(2)号及び第(3)号により本新株予約権1個当たりの目的となる株式数 (以下「割当株式数」という。) が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第2項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 行使価額は、以下の規定に従って調整される。

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
  - ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
  - ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式

中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
4. 当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
6. 本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行

使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

7. 第三者割当の方法により、田邊 勝己氏に本新株予約権を割当てた。

8. 本新株予約権の未行使残高

2023年8月31日現在の未行使残高は21,200個

2022年4月27日開催の臨時株主総会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	67,800個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 6,780,000株 (注) 1 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき298円
新株予約権の払込期日	2022年4月28日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき162円 (注) 9
新株予約権の行使期間	2022年4月28日から2027年4月27日まで (注) 12
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注) 17
新株予約権の行使の条件	(注) 13
割当先	(注) 7

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式6,780,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以



降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 67,800個

8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金298円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、162円（以下、「当初行使価額」という。）とする。ただし、行使価額は第10項又は第11項の規定に従って修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

(1) 当社は2022年4月28日以降、当社経営上機動的な資金調達を行う必要があると判断されるときなど、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額（ただし、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

(2) 「下限行使価額」は、当初100円とする。下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込価額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ \text{+ 交付割当株式数} \end{array}} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{1株当たりの時価} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ②株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する
  - ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
  - ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与え

るための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権の行使期間

2022年4月28日から2027年4月27日（但し、2027年4月27日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

## 14. 新株予約権の取得事由

当社は、2023年4月28日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり298円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。な

お、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができない。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第19項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第19項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第20項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

19. 行使請求受付場所

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社 管理部  
東京都新宿区愛住町22番地

20. 払込取扱場所

東京都千代田区神田神保町3-1  
城南信用金庫 九段下支店

21. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新

株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第12項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第12項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第17項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第9項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第13項及び第14項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

23. 本新株予約権の未行使残高

2023年8月31日現在の未行使残高は67,800個

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、当社グループの取締役、使用人が法令及び定款等を遵守する行動を確保するため、行動規範を含む「WHDCグループ企業憲章」、「コンプライアンス方針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、当社及び子会社の取締役は、自らこれを遵守し、いささかもこれに反する行動を行ってはならない。また、当社及び子会社の使用人に対しては、その遵守することを周知徹底する責任を負うものとする。（※WHDC：当社社名 THE WHY HOW DO COMPANY株式会社を略しております）
- (2)当社グループは、内部通報制度を設け、「コンプライアンス規程」に違反行為が行われ、又は行われようとしていることを当社及び子会社の取締役並びに使用人等が知った際に、通報できる体制を設けることとする。寄せられた事案は、「内部通報規程」に基づき適切に対応し、相談者のプライバシーについては、同規程に従い、厳重に保護する。
- (3)当社グループは、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程に適合することを確保するため、継続して教育研修を実施する。
- (4)当社グループは、反社会的な活動や勢力に対して一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては組織全体として毅然とした対応を取る。

#### [運用状況]

行動規範を含む「WHDCグループ企業憲章」、「コンプライアンス方針」及び「コンプライアンス規程」は、当社グループの全役職員への周知を図るため、每期その内容を認識させております。また内部通報に係る「内部通報規程」に基づき通報窓口を設置すると共に、社内掲示板等を通じて周知徹底させております。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)当社は、重要な会議の議事録、取締役の職務遂行に係る情報を含む重要な文書等は、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき適切に保存管理する。
- (2)取締役の職務の遂行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

#### [運用状況]

「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき、情報及び文書の保存と管理を実施しております。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社及び子会社の取締役は、全社的なリスク管理及び危機管理対策から成るリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させる。
- (2)リスク管理体制については、「リスク管理規程」を定めるとともに、継続的な改善活動を行うとともに、教育研修を適宜実施する。
- (3)事業活動に伴う各種のリスクについては、当社及び子会社の所管部門長が職務執行の中で管理することを基本とするが、複数の所管部門に係る場合には、管理部管掌取締役が適切に管理統括する。
- (4)全社的なリスクマネジメントの推進及びリスク管理に関する課題抽出とその対応策を協議し、リスクの顕在化による損害を最小限にするための組織として、当社及び子会社の取締役及び部門長を委員とし、取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設ける。なお、監査役は内部統制システムの構築状況を監査するために参加することができる。
- (5)事業の重大な障害、瑕疵、重大な情報漏えい、重大な信用失墜、災害等の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築等について「危機管理規程」に定めると共に、危機発生時には、規程に基づき対応する。

#### 【運用状況】

当社では、自らがおかれている外部環境及び内部要因を適宜分析し、事業上のリスクを取締役会ならびに経営会議において常に把握するとともに、法律上の判断が必要な場合は顧問弁護士から適宜助言を受けて予防と対策を講じる体制をとっております。現在、リスク情報の一元化の強化に向け管理体制の整備を行っているとともに、経営陣のみならず全社員のリスクに対する認識の周知徹底に努めております。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役は、取締役会の機能強化と効率的な運営に努めなければならない。また、取締役は、取締役会及び経営会議等重要な会議において経営判断の原則に基づき意思決定を行う。
- (2)当社は定款及び取締役会規程に基づき、原則月1回、また必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。また、その意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を2名以上置くものとする。
- (3)取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役及び使用人がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

#### [運用状況]

当事業年度において、取締役会は16回開催しており、「取締役会規程」及び「職務権限規程」等において該当する業務執行上の重要議案を決議すると共に、取締役の職務執行を監督しております。

⑤当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、企業集団の会社間の取引については、法令に従い適切に行うものとする。
- (2)子会社の取締役及び使用人は、その職務の執行に係る事項に関しては法令、定款及び会社の定める規程に基づき承認又は報告手続きを取らなければならない。また重要なリスクは適時本社へ報告する。
- (3)当社は、子会社に対して、子会社の事業内容や規模等に応じて取締役会非設置会社とすることや、子会社の取締役等のみで決議が可能な事項等について基準を定める等、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (4)当社の内部監査室は、当社グループにおける内部監査を統括し、当社グループの内部統制の整備・運用状況の評価、業務執行状況の監査及び改善提案を行う。
- (5)当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、子会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図ることを目的として、子会社・関連会社管理規程を制定する。

**【運用状況】**

当社では、子会社の業務の適正を確保するため、企業憲章、財務報告基本規程、内部統制委員会規程、内部通報規程、コンプライアンス方針、コンプライアンス規程、コンプライアンスマニュアル、リスク管理規程、内部通報規程等については、グループ会社適用として定めております。また各子会社においては、取締役会規程、経理規程、組織規程、職務権限規程等重要規程から順次整備をすすめております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1)監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、速やかに設置する。その場合には、監査業務に関しては当該使用人が取締役等の指揮命令を受けないこととし、取締役からの独立性を確保する。
- (2)監査役は補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保に必要な事項として、補助使用人の権限・属する組織、補助使用人に対する指揮命令権、補助使用人の人事に対する監査役の同意権等について検討する。

**[運用状況]**

内部監査室が監査役と連携し、業務監査及び内部統制監査に対応しております。また、その人事異動については、監査役の意見を尊重しております。

⑦監査役への報告に関する体制

- (1)取締役は、会社の信用の著しい低下、業績への重大な影響、法令定款違反等の事実が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに監査役に報告すると共に、監査役の求める事項について必要な報告をする。また、使用人から監査役に対し必要か



つ適切な報告が行われるよう体制を整備する。

(2)子会社の取締役及び使用人が監査役に適切に報告が行われるよう体制を整備する。

(3)前号の報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

[運用状況]

監査役は、取締役会、内部統制委員会に出席し、業務執行が適切に行われているかの確認をすると共に、必要に応じて意見を述べております。

監査役は、業務監査を通じて取締役及び幹部職員との意思疎通と情報交換を行っております。「内部通報制度」に基づく通報については、内部監査室が、監査役及び顧問弁護士に報告し、その状況を把握の上、代表取締役社長と協議し対策を図ります。また通報者に対して不利な取扱いはいりません。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役の独立性を担保するため、その過半数を社外監査役とする。

(2)取締役社長及び取締役は、監査役との間で定期的に会合を行うほか、監査役の職務執行のために必要な監査環境を整備しなければならない。

(3)監査役が内部統制委員会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる体制を整備する。

(4)監査役の職務執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他職務執行について生じる費用又は債務の処理は、監査役からの請求に基づき速やかに支払わなければならない。

(5)内部監査室は、内部監査の計画と結果及び監査役が要求した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会へ報告する。

(6)当社及び子会社の監査役は、企業集団の内部統制システムの状況に関して情報共有しなければならない。

[運用状況]

監査役は、監査役監査計画を作成すると共に、監査状況についても取締役会に報告しております。また代表取締役社長と随時意見交換を行っております。会計監査人から、四半期ごとに監査意見の報告を受けるほか、必要に応じ随時意見交換を行っております。監査役は、内部監査室が実施する内部監査に立ち会うと共に、その監査報告と是正について監査役会に報告を求めています。

# 連結株主資本等変動計算書

( 2022年 9月1日から  
2023年 8月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,115,442	2,260,651	△2,353,974	△161	1,021,957
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△347,530		△347,530
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計			△347,530	—	△347,530
当 期 末 残 高	1,115,442	2,260,651	△2,701,505	△161	674,426

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	25,725	25,725	48,975	6,247	1,102,906
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△347,530
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	6,574	6,574	2,895	47,821	57,290
当 期 変 動 額 合 計	6,574	6,574	2,895	47,821	△290,240
当 期 末 残 高	32,299	32,299	51,870	54,068	812,665

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 10社
- ・連結子会社の名称 WHDCアクロディア株式会社  
株式会社渋谷肉横丁  
株式会社インタープラン  
WHDCエンタテインメント株式会社  
GUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS, LLC  
株式会社セントラル・ベアー・アセット・マネジメント  
株式会社SOUND PORT  
Pavilions株式会社  
株式会社CATCH THE STAR  
One's Room株式会社

当社は2023年4月25日公表の「純粋持株会社体制への移行及び会社分割（簡易新設分割）による子会社設立に関するお知らせ」において、2023年6月30日を効力発生日とし、ソリューション事業に係る権利義務を会社分割によって新たに設立する会社に継承させ、純粋持株会社体制へ移行することを決定しました。また、継承会社は当社の完全子会社であるため、連結業績に与える影響は軽微であります。

なお、Pavilions株式会社について、2022年8月30日付で株式譲渡に関する取締役会決議を行い、同社株式を85%取得したことにより、2022年9月1日付で連結の範囲に含めております。また、当社が52.63%出資するOne's Room株式会社を2023年8月10日付で設立したことにつき、同社を連結の範囲に含めております。

- ・非連結子会社の状況 WHDCロジテック株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であることに加え、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ・主要な会社等の名称 WHDCロジテック株式会社
- ・持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見

合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Pavilions株式会社の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・原材料

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～20年

工具、器具及び備品 2～8年

ロ. 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（1～5年）に基づく定額法を採用しております。

- ・市場販売目的のソフトウェア

販売可能期間（1～3年）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。

・商標権

定額法（10年）を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常時点）は以下のとおりであります。

ア.ソリューション事業

1.受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、プロジェクトの総見積原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合（原価比例法）によって算定しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。また、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. ソーシャルゲーム等のコンテンツサービスに係る収益及び費用の計上基準

当社が運営・配信しているコンテンツは、アイテム課金等の方法により運営を行っております。アイテム課金については、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、コンテンツ内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積り期間に応じて収益を認識しております。

イ.飲食関連事業

顧客との契約から生じる収益は主に外食事業における顧客への商品の販売であります。商品の販売については、顧客に商品を引き渡し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

ウ.教育関連事業

顧客との契約から生じる収益は主に求職者向けの職業訓練プログラムを提供し、顧客との契約に基づき履行義務を識別しております。これらの履行義務は、履行義務が一時

点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合には顧客との契約における履行義務の充足に伴い、定額で、又は進捗度に応じて収益を認識しております。

## エ.エンタテインメント事業

### 1. ファンクラブ収入

ファンクラブ収入については、アーティストのファンクラブの会費から得られる収入であります。当該履行義務は会員期間に亘って充足され、収益を認識しております。

### 2. 印税収入

印税収入については、主にアーティストが楽曲を創作し販売することや顧客による二次利用がなされることによりレコード会社又は著作権管理団体等から得られる収入であり、顧客に対して当社が保有する原盤権及び著作権等の使用を許諾する義務を負っております。当該履行義務は、顧客が当該原盤権及び著作権等を使用することによってその使用量に基づいたロイヤリティとして充足されるため、レコード会社又は著作権管理団体からの印税通知書等の到着をもって不確実性が解消されることを確認し、回収可能性が保証された時点で、収益を認識しております。

### 3. 出演収入

主にアーティストが音楽配信番組、新聞・雑誌（執筆、インタビュー）、その他あらゆる種類のメディア等に出演することにより得られる収入であり、顧客に対してこれら媒体への出演等の役務を提供する義務を負っております。当該義務履行は役務提供の完了をもって充足され、収益を認識しております。

## ⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

## ⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5～10年間の定額法により償却を行っております。

## ⑧ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### イ. グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

### ロ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社及び当社国内連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」

(実務対応報告等第42号 2021年8月12日)を従っております。また、実務対応報

告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更に  
よる影響はないものとみなしております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 固定資産の減損

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	57,857千円
無形固定資産(のれんを除く)	140,267千円
減損損失	11,418千円

#### ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し、資産のグルーピングを行っております。固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損損失の認識の要否の判定において使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会にて承認された翌期の予算を基礎として作成しておりますが、当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の収支が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) のれんの減損

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	14,958千円
のれん償却額	4,263千円
減損損失	一千円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、のれんについて、帰属する複数の資産または資産グループにのれんを加えたより大きな単位で減損損失の兆候の識別、減損損失の認識および測定を行っています。減損の兆候がある場合には、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。また、当社の計算書類上、関係会社株式の簿価を減損処理した場合には、のれんの一括償却の要否について検討を行っています。減損損失の認識の要否の判定において使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会にて承認された翌期の予算を基礎として作成しておりますが、当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の収支が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金（流動）△41,636千円

貸倒引当金（固定）△266,326千円

②その他の情報

当社グループは、債権の貸倒れによる損失に備えるため、損失の見積額について、貸倒引当金を計上しております。一般債権は、貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権は、債権額から回収見込み額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積額を算定する財務内容評価法に基づきそれぞれ引当金を計上しております。

なお、相手先の財政状況が悪化した場合、翌事業年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。



#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

142,987千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	34,680,693株	一株	一株	34,680,693株

##### (2) 自己株式の数に関する事項

普通株式 93株

##### (3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

##### (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

20,420,600株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について、短期的かつリスクの少ない商品に限定しており、投機的な取引は行いません。また、短期的な運転資金を銀行借入等により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び長期未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は為替変動リスクに晒されております。

短期貸付金及び長期貸付金は、一部担保の設定はありますが、貸付先の返済能力の減少による信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。

長期預り保証金は、テナント賃貸借契約等に係る敷金及び保証金であります。

また、これらの営業債務及び金銭債務は、流動性のリスクに晒されておりますが、当社グループは各社が資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、当社グループの与信管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念を早期に把握するように努めております。

##### ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰り計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、短期貸付金、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	354,665		
貸倒引当金 (※)	△102,850		
差引	251,814	254,427	2,612
(2) 長期未収入金	164,084		
貸倒引当金 (※)	△163,475		
差引	608	608	—
資産計	252,423	255,036	2,612
(1) 長期借入金	276,087	275,990	△96
(2) 長期預り保証金	10,200	10,173	△26
負債計	286,287	286,164	△122

(※) 長期貸付金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

## (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期貸付金	—	254,427	—	254,427
(2) 長期未収入金	—	608	—	608
合 計		255,036		255,036

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期借入金	—	275,990	—	275,990
(2) 長期預り保証金	—	10,173	—	10,173
合 計		286,164		286,164

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金、長期未収入金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、金利条件等から時価が帳簿価額と近似しているものは当該帳簿価額を時価としており、その他は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。これらの時価は、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金は、将来のキャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注)2	合計
	ソリューション 事業	飲食関連 事業	教育関連 事業	エンタテ イメント 事業	計		
売上高							
コンテンツ	213,937	—	—	—	213,937	—	213,937
サービス							
プラットフォーム	80,861	—	—	—	80,861	—	80,861
飲食関連							
事業	—	184,547	—	—	184,547	—	184,547
教育関連							
事業	—	—	173,004	—	173,004	—	173,004
エンタテイ							
ンメント	—	—	—	243,541	243,541	—	243,541
事業							
その他							
(注1)	42,940	—	—	—	42,940	2,310	45,250
顧客との契							
約から生じ	337,400	184,547	173,004	243,541	938,833	2,310	941,143
る収益							
外部顧客へ							
の売上高	337,400	184,547	173,004	243,541	938,833	2,310	941,143

(注) 1.その他は、主として、ソリューション事業に係る運用・保守サービス収益及びスポット受託開発収益等であります。

2.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

3. 報告セグメントとして「エンタテイメント事業」を当事業年度より追加しております。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (3). 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価額に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産   | 20円38銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 10円02銭 |

## 9. 重要な後発事象

(第三者割当による第10回新株予約権、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の取得及び消却並びに資金用途の変更)

当社は、2023年10月16日開催の取締役会において、2019年3月15日付「第三者割当により発行される新株式及び行使価額修正条項付第10回新株予約権の募集に関するお知らせ」において開示しました第10回新株予約権（以下、「第10回新株予約権」といいます。）、2020年5月28日付「第三者割当により発行される新株式及び行使価額修正条項付第11回新株予約権の募集に関するお知らせ」において開示しました第11回新株予約権（以下、「第11回新株予約権」といいます。）及び2022年3月31日付「第三者割当により発行される新株式及び行使価額修正条項付第12回新株予約権の募集に関するお知らせ」において開示しました第12回新株予約権（以下、「第12回新株予約権」といい、第10回新株予約権、第11回新株予約権と併せて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）につきまして、下記のとおり、2023年10月16日に残存する本新株予約権の一部を取得するとともに、取得後直ちに消却することを決議いたしました。

また、当社は、当該取締役会において、第12回新株予約権と併せて発行した新株式及び第12回新株予約権の残存数の変更に伴う資金用途の変更を下記のとおり決議しました。

### 1. 本新株予約権の取得及び消却

#### (1) 取得及び消却する新株予約権の概要

##### <第10回新株予約権>

(1)	新株予約権の名称	株式会社アクロディア第10回新株予約権
(2)	新株予約権の割当日	2019年4月1日
(3)	発行した新株予約権数	45,000個
(4)	新株予約権の払込金額	13,320,000円 (第10回新株予約権1個当たり296円)
(5)	新株予約権の目的である株式の種類及び数	4,500,000株 (第10回新株予約権1個につき100株)
(6)	行使価額	1株当たり134円
(7)	行使済みの新株予約権の数	42,124個
(8)	新株予約権の残存数	2,876個
(9)	取得及び消却する新株予約権の数	2,876個
(10)	新株予約権の取得金額	総額851,296円 (第10回新株予約権1個当たり296円)
(11)	新株予約権の取得日及び消却日	2023年10月16日(予定)
(12)	消却後に残存する新株予約権の数	0個

<第11回新株予約権>

(1)	新株予約権の名称	株式会社アクロディア第11回新株予約権
(2)	新株予約権の割当日	2020年6月15日
(3)	発行した新株予約権数	37,000個
(4)	新株予約権の払込金額	12,358,000円 (第11回新株予約権1個当たり334円)
(5)	新株予約権の目的である株式の種類及び数	3,700,000株 (第11回新株予約権1個につき100株)
(6)	行使価額	1株当たり161円
(7)	行使済みの新株予約権の数	15,800個
(8)	新株予約権の残存数	21,200個
(9)	取得及び消却する新株予約権の数	21,200個
(10)	新株予約権の取得金額	総額7,080,800円 (第11回新株予約権1個当たり334円)
(11)	新株予約権の取得日及び消却日	2023年10月16日(予定)
(12)	消却後に残存する新株予約権の数	0個



<第12回新株予約権>

(1)	新株予約権の名称	THE WHY HOW DO COMPANY株式会社 第12回新株予約権
(2)	新株予約権の割当日	2022年4月28日
(3)	発行した新株予約権数	67,800個
(4)	新株予約権の払込金額	20,204,400円 (第12回新株予約権1個当たり298円)
(5)	新株予約権の目的である株式の種類及び数	6,780,000株 (第12回新株予約権1個につき100株)
(6)	行使価額	1株当たり162円
(7)	行使済みの新株予約権の数	0個
(8)	新株予約権の残存数	67,800個
(9)	取得及び消却する新株予約権の数	30,800個
(10)	新株予約権の取得金額	総額9,178,400円 (第12回新株予約権1個当たり298円)
(11)	新株予約権の取得日及び消却日	2023年10月16日(予定)
(12)	消却後に残存する新株予約権の数	37,000個

(2) 本新株予約権の取得及び消却の理由

本新株予約権については、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額の下限（いずれも1株当たり100円。以下、「下限行使価額」といいます。）を下回る水準で推移していることから、その残数の行使は進んでいない状況にあります。また、第12回新株予約権と併せて発行した新株式の資金使途としておりました事業の立ち上げが進捗せず、今後も早期の立ち上げは見込めない状況にあります。そのため、当社は、本新株予約権に係る潜在株式について、本新株予約権の発行要項の規定に従い、2023年10月16日に第10回新株予約権の残存数2,876個のうち2,876個を発行価額である851,296円で取得及び消却、第11回新株予約権の残存数21,200個のうち21,200個を発行価額である7,080,800円で取得及び消却、並びに第12回新株予約権の残存数67,800個のうち30,800個を発行価額である9,178,400円で取得及び消却することといたしました。

なお、第12回新株予約権の残存数67,800個のうち37,000個については当該新株予約権保有者と協議の上、取得及び消却しないことといたしました。

2. 資金使途の変更について

当社は、残存する第10回新株予約権及び第11回新株予約権の全てを取得及び消却することに

に伴い、調達額が当初予定額から変更されることとなりましたので、それぞれ具体的な用途の内容を以下のとおり変更することといたしました。さらに、第12回新株予約権に併せて発行した新株式により調達した資金の用途並びに、第12回新株予約権の一部を取得及び消却することに伴い、資金調達の内容も変化することから、それぞれ具体的な用途の内容を、以下のとおりに変更することといたしました。

第12回新株予約権に併せて発行した新株式について、新株式の割当先でもある興和株式会社（以下、「興和」といいます。）との協業案件について、①興和製品の販売のための当社「新ECプラットフォーム」開発は、当社と興和の間で想定していた内容が異なるなど、事前協議が十分ではなかったため未着手、②興和製品の販売のための当社「マーケティング・DX化」も、①と同様に事前協議が十分ではなかったため未着手、③興和との「新規IT事業」も、両社の協議が十分ではなかったため自社システムの開発が始動せず、④興和にサービス提供するための当社「医療系プラットフォーム」も、事前協議が不十分であったため未着手であり、①から④の状況は興和との協議の上今後も開始する見込みがない状況であり、現時点では、当初の資金用途での充当による投資の実行の目処がたっておりません。新株式の調達資金は、当社の預金口座で保管をしておりましたが、当初見込んでいた事業が進捗しない中、新型コロナウイルス感染症の影響等により落ち込んでいた売り上げの減少の回復が大幅に遅れており、継続的な営業損失を計上しているところ、その間に実施したエンタテインメント事業等の新たな事業の開始等に伴う子会社への資金貸付等が発生したことから、この間の運転資金として充当いたしましたので、資金用途の変更を行うこととなりました。

また、現時点において第12回新株予約権の行使は進んでいない状況にあります。消却後に残存する第12回新株予約権37,000個については、上述のとおり、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は、現在の行使価額である162円を大幅に下回り、また行使価額の修正を行ったとしても、下限行使価額は100円で、現在の株価水準はこれも下回る状況であることから、今後行使される可能性は高いとは言えません。仮に行使された場合には、運転資金として充当してまいります。

<第10回新株予約権>

<変更前>

調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額	支出予定時期
渋谷肉横丁社成長投資資金	469百万円	2019年4月～2024年3月
新規インターネットサービスの開発・ 初期運営資金	319百万円	2019年4月～2024年3月

<変更後>

調達する資金の具体的な用途（変更箇所の下線を付して表示しております）

具体的な用途	金額	支出予定時期
渋谷肉横丁社成長投資資金	346百万円 ( <u>充当済金額：151百万円</u> ) ※	2019年4月～2024年3月
新規インターネットサービスの 開発・初期運営資金	319百万円 ( <u>充当済金額：319百万円</u> ) ※	2019年4月～2024年3月

※調達資金のうち、①の未使用の残高（現金）として、195百万円があります。なお、調達予定額との差額の123百万円は対応する第10回新株予約権の行使が完了しなかったため、残部はございません。

<第11回新株予約権>

<変更前>

調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額	支出予定時期
当社の運転資金	140百万円	2020年9月～2021年8月
飲食関連事業の拡充	<u>100百万円</u>	<u>2020年6月～2025年6月</u>
スポーツIoT等IT投資	200百万円	2020年6月～2025年6月
新規事業の拡充	267百万円	2020年6月～2025年6月

<変更後>

調達する資金の具体的な用途（変更箇所には下線を付して表示しております）

具体的な用途	金額	支出予定時期
当社の運転資金	<u>140百万円</u> ( <u>充当済金額：140百万円</u> )	2020年9月～2021年8月
スポーツIoT等IT投資	<u>113百万円</u> ( <u>充当済金額：113百万円</u> )	2020年6月～2025年6月
新規事業の拡充	<u>42百万円</u> ( <u>充当済金額：42百万円</u> )	2020年6月～2025年6月

<第12回新株予約権と併せて発行した新株式>

<変更前>

調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額	支出予定時期
興和製品の販売のための当社「新ECプラットフォーム」開発資金	150百万円	2022年4月～2023年7月
興和製品の販売のための当社「マーケティング・DX化」開発資金	100百万円	2022年10月～2023年7月
興和と「新規IT事業」を行うための自社システム開発資金	250百万円	2022年6月～2024年5月
興和にサービス提供するための当社「医療系プラットフォーム」開発資金	50百万円	2022年4月～2022年12月
スポーツIoT開発資金	50百万円	2022年7月～2023年6月
ブロックチェーン開発資金	92百万円	2022年6月～2023年9月

<変更後>

調達する資金の具体的な用途（変更箇所の下線を付して表示しております）

具体的な用途	金額	支出予定時期
①スポーツIoT開発資金	97百万円 (充当済金額：97百万円)	2022年7月～2023年9月
②ブロックチェーン開発資金	57百万円 (充当済金額：57百万円)	2022年6月～2023年9月
③小室哲哉氏への貸付金	235百万円（※） (充当済金額：235百万円)	2022年9月～2022年12月
④運転資金	303百万円（※） (充当済金額： <u>303</u> 百万円)	2022年9月～2023年9月

※①当社は、スポーツIoT事業投資の一環として、ゴルフ場を高度にIT化して提供する新しいサービスの開発を進めております。（詳細は2023年9月19日公表の「CS放送『ゴルフネットワーク』の『生田衣梨奈のVSゴルフシーズン5』第7話で新規プロダクト『WH GOLF(ワ

イハウゴルフ)』が紹介されます」をご参照ください。) これについては、開発投資に約1億円を想定しており、手元資金と、第12回新株予約権に併せて発行した新株式の資金使途であるスポーツIoT開発資金として記載した金額50百万円に充当していくことで賄えるものと判断しておりましたが、2023年8月期第1四半期において、充当額が資金使途の金額を超えてしまう見込みとなったため、その時点で進捗の無かった新株式の資金使途「④興和にサービス提供するための当社「医療系プラットフォーム」開発資金」の50百万円を振り替えて、スポーツIoTへの投資資金使途といたしました。当社といたしましては、本来であればこのような資金使途の変更を行う場合には、適時に開示しなければならないという認識が不足しており、開示が遅れることとなりました。

③小室哲哉氏への貸付金235百万円（小室哲哉元取締役個人の借入の返済を資金使途とする。）。なお、当社は、2022年8月より、著名アーティストの小室哲哉氏を迎えて新たにエンタテインメント事業を開始することになりました。小室哲哉氏は個人的な借入の返済のための資金繰り活動に多くの時間を費やしており、アーティストとしての才能を発揮して創作活動をするための時間が大幅に制約されておりました。当社は、このような小室哲哉氏の状況を考慮しより多くの時間を同氏の創作活動のために確保することが、当社のエンタテインメント事業へ資することとなり、同事業の成長発展に繋がるものと判断し資金支援をすることといたしました。このように、①及び③について興和と当社の間で、協業について今後も継続するかどうか、及び当時（2022年8月）、当社が企画していたエンタテインメント事業（小室哲哉氏を中心とする事業）への進出について協議をしました。その結果、協業案件については保留とし、興和からの調達資金を使用して、一旦Pavilions株式会社を通じて小室哲哉氏へ資金を貸付けることを口頭で合意いたしました。そのため資金使途の変更を行うこととなりました。従って、2023年8月期第1四半期会計期間に資金使途変更があったものと判断しております。この資金使途変更について、開示が遅れた理由は、上記で記載のとおり、適時に開示しなければならないという認識が不足していたためであります。この支援により、同氏の資金繰りには目途がつき、今後同氏はアーティストとしての創作活動に専念出来ることになりました。なお、今後は同様の資金支援をする予定はございません。

④運転資金の内訳は、赤字に伴う当社労務費（開発原価に分類される人件費）50百万円及び人件費（販売費及び一般管理費に分類される人件費、地代家賃（当社子会社である株式会社インタープランの地代家賃を含む。）及び支払い報酬）171百万円、外注費（注）80百万円です。なお、未使用残高はございません。開示が遅れた理由は、上記で記載のとおり、適時に開示しなければならないという認識が不足していたためであります。

（注）通信会社向けサーバー運用及び保守費32百万円、インターホン向けサーバー運用及び保守費1百万円、ソーシャルゲーム運営費45百万円、その他外注費1百万円となります。

<第12回新株予約権>

<変更前>

調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額	支出予定時期
「新ECプラットフォーム」開発資金	250百万円	2023年8月～2024年12月
「マーケティング・DX化」開発資金	100百万円	2023年8月～2024年4月
「新規IT事業」開発資金	300百万円	2024年6月～2026年10月
「医療系プラットフォーム」開発資金	260百万円	2023年1月～2024年12月
スポーツIoT開発資金	50百万円	2023年7月～2024年6月
ブロックチェーン開発資金	50百万円	2023年10月～2024年12月
運転資金	101百万円	2022年9月～2024年8月

<変更後>

調達する資金の具体的な用途（変更箇所の下線を付して表示しております）

具体的な用途	金額	支出予定時期
運転資金	<u>612百万円※</u> ( <u>充当済金額：12百万円</u> )	2022年9月～2027年4月

※運転資金の金額は、現時点の行使価額1株当たり162円に残存する予約権の目的となる株数3,700,000株を乗じて得られる金額と発行価額の合計から発行諸費用を差し引いた金額です。上述のとおり、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は第12回新株予約権の現時点での行使価額を大幅に下回る状態が継続しており、当社としては第12回新株予約権の行使により資金を調達できる見込みは低いと考えております。資金が調達できた場合には当社の銀行預金口座で適切に管理し、運転資金として有効に活用いたします。

(有償ストック・オプションの取得及び消却)

当社は、2023年10月16日開催の取締役会において、当社が既に発行している第23回から第31回新株予約権につきまして、下記のとおり、2023年10月16日に残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 本新株予約権の取得及び消却

##### (1) 取得及び消却する新株予約権の概要

###### <第23回新株予約権>

(1)	新株予約権の名称	株式会社アクロディア第23回新株予約権
(2)	新株予約権の割当日	2019年4月1日
(3)	発行した新株予約権数	10,000個
(4)	新株予約権の払込金額	2,410,000円 (第23回新株予約権1個当たり241円)
(5)	新株予約権の目的である株式の種類及び数	1,000,000株 (第23回新株予約権1個につき100株)
(6)	行使価額	1株当たり192円
(7)	行使済みの新株予約権の数	1,520個
(8)	新株予約権の残存数	8,480個
(9)	取得及び消却する新株予約権の数	8,480個
(10)	新株予約権の取得金額	総額2,043,680円 (第23回新株予約権1個当たり241円)
(11)	新株予約権の取得日及び消却日	2023年10月16日(予定)
(12)	消却後に残存する新株予約権の数	0個

###### <第24回新株予約権>

(1)	新株予約権の名称	株式会社アクロディア第24回新株予約権
(2)	新株予約権の割当日	2019年12月16日
(3)	発行した新株予約権数	14,500個
(4)	新株予約権の払込金額	1,174,500円 (第24回新株予約権1個当たり81円)
(5)	新株予約権の目的である株式の種類及び数	1,450,000株 (第24回新株予約権1個につき100株)
(6)	行使価額	1株当たり238円
(7)	行使済みの新株予約権の数	0個
(8)	新株予約権の残存数	14,500個
(9)	取得及び消却する新株予約権の数	14,500個



(10)	新株予約権の取得金額	総額1,174,500円 (第24回新株予約権1個当たり81円)
(11)	新株予約権の取得日及び消却日	2023年10月16日(予定)
(12)	消却後に残存する新株予約権の数	0個

<第25回新株予約権>

(1)	新株予約権の名称	株式会社アクロディア第25回新株予約権
(2)	新株予約権の割当日	2020年5月14日
(3)	発行した新株予約権数	13,000個
(4)	新株予約権の払込金額	3,575,000円 (第25回新株予約権1個当たり275円)
(5)	新株予約権の目的である株式の種類及び数	1,300,000株 (第25回新株予約権1個につき100株)
(6)	行使価額	1株当たり147円
(7)	行使済みの新株予約権の数	1,050個
(8)	新株予約権の残存数	11,950個
(9)	取得及び消却する新株予約権の数	11,950個
(10)	新株予約権の取得金額	総額3,286,250円 (第25回新株予約権1個当たり275円)
(11)	新株予約権の取得日及び消却日	2023年10月16日(予定)
(12)	消却後に残存する新株予約権の数	0個

<第26回新株予約権>

(1)	新株予約権の名称	株式会社アクロディア第26回新株予約権
(2)	新株予約権の割当日	2020年11月11日
(3)	発行した新株予約権数	14,000個
(4)	新株予約権の払込金額	5,516,000円 (第26回新株予約権1個当たり394円)
(5)	新株予約権の目的である株式の種類及び数	1,400,000株 (第26回新株予約権1個につき100株)
(6)	行使価額	1株当たり208円
(7)	行使済みの新株予約権の数	0個
(8)	新株予約権の残存数	14,000個
(9)	取得及び消却する新株予約権の数	14,000個
(10)	新株予約権の取得金額	総額5,516,000円 (第26回新株予約権1個当たり394円)
(11)	新株予約権の取得日及び消却日	2023年10月16日(予定)
(12)	消却後に残存する新株予約権の数	0個

<第27回新株予約権>

(1)	新株予約権の名称	株式会社アクロディア第27回新株予約権
(2)	新株予約権の割当日	2021年8月11日
(3)	発行した新株予約権数	14,000個
(4)	新株予約権の払込金額	2,492,000円 (第27回新株予約権1個当たり178円)
(5)	新株予約権の目的である株式の種類及び数	1,400,000株 (第27回新株予約権1個につき100株)
(6)	行使価額	1株当たり172円
(7)	行使済みの新株予約権の数	0個
(8)	新株予約権の残存数	14,000個
(9)	取得及び消却する新株予約権の数	14,000個
(10)	新株予約権の取得金額	総額2,492,000円 (第27回新株予約権1個当たり178円)
(11)	新株予約権の取得日及び消却日	2023年10月16日(予定)
(12)	消却後に残存する新株予約権の数	0個

<第28回新株予約権>

(1)	新株予約権の名称	株式会社アクロディア第28回新株予約権
(2)	新株予約権の割当日	2021年9月15日
(3)	発行した新株予約権数	10,000個
(4)	新株予約権の払込金額	2,040,000円 (第28回新株予約権1個当たり204円)
(5)	新株予約権の目的である株式の種類及び数	1,000,000株 (第28回新株予約権1個につき100株)
(6)	行使価額	1株当たり190円
(7)	行使済みの新株予約権の数	0個
(8)	新株予約権の残存数	10,000個
(9)	取得及び消却する新株予約権の数	10,000個
(10)	新株予約権の取得金額	総額2,040,000円 (第28回新株予約権1個当たり204円)
(11)	新株予約権の取得日及び消却日	2023年10月16日(予定)
(12)	消却後に残存する新株予約権の数	0個

<第29回新株予約権>

(1)	新株予約権の名称	株式会社アクロディア第29回新株予約権
(2)	新株予約権の割当日	2021年11月1日
(3)	発行した新株予約権数	10,000個
(4)	新株予約権の払込金額	1,810,000円 (第29回新株予約権1個当たり181円)
(5)	新株予約権の目的である株式の種類及び数	1,000,000株 (第29回新株予約権1個につき100株)
(6)	行使価額	1株当たり163円
(7)	行使済みの新株予約権の数	0個
(8)	新株予約権の残存数	10,000個
(9)	取得及び消却する新株予約権の数	10,000個
(10)	新株予約権の取得金額	総額1,810,000円 (第29回新株予約権1個当たり181円)
(11)	新株予約権の取得日及び消却日	2023年10月16日(予定)
(12)	消却後に残存する新株予約権の数	0個

<第30回新株予約権>

(1)	新株予約権の名称	THE WHY HOW DO COMPANY株式会社 第30回新株予約権
(2)	新株予約権の割当日	2022年2月9日
(3)	発行した新株予約権数	14,400個
(4)	新株予約権の払込金額	2,476,800円 (第30回新株予約権1個当たり172円)
(5)	新株予約権の目的である株式の種類及び数	1,440,000株 (第30回新株予約権1個につき100株)
(6)	行使価額	1株当たり156円
(7)	行使済みの新株予約権の数	0個
(8)	新株予約権の残存数	14,400個
(9)	取得及び消却する新株予約権の数	14,400個
(10)	新株予約権の取得金額	総額2,476,800円 (第30回新株予約権1個当たり172円)
(11)	新株予約権の取得日及び消却日	2023年10月16日(予定)
(12)	消却後に残存する新株予約権の数	0個

<第31回新株予約権>

(1)	新株予約権の名称	THE WHY HOW DO COMPANY株式会社 第31回新株予約権
(2)	新株予約権の割当日	2022年9月1日
(3)	発行した新株予約権数	15,000個
(4)	新株予約権の払込金額	2,895,000円 (第31回新株予約権1個当たり193円)
(5)	新株予約権の目的である株式の 種類及び数	1,500,000株 (第31回新株予約権1個につき100株)
(6)	行使価額	1株当たり146円
(7)	行使済みの新株予約権の数	0個
(8)	新株予約権の残存数	15,000個
(9)	取得及び消却する新株予約権の数	15,000個
(10)	新株予約権の取得金額	総額2,895,000円 (第31回新株予約権1個当たり193円)
(11)	新株予約権の取得日及び消却日	2023年10月16日(予定)
(12)	消却後に残存する新株予約権の数	0個

(2) 本新株予約権の取得及び消却の理由

第23回新株予約権から第31回新株予約権は、中長期的な当社グループの企業価値を増大させていくため、より一層意欲や士気の向上を目的として、有償にて発行することを決議したものであります。

しかしながら、当社の株価が行使価額（1株当たり146円～238円）を下回る水準で推移していることから、その残数の行使は進んでおりません。昨今の株式市場の動向や当社の資本政策及び株式水準等を鑑み、総合的に判断した結果、残存する第23回新株予約権から第31回新株予約権の全部を取得し消却することといたしました。

(取得による企業結合)

当社は、2023年8月29日開催取締役会において、株式会社宇部整環リサイクルセンターの株式取得（子会社化）を決議し、2023年9月4日付けで株式会社宇部整環リサイクルセンターの全株式取得手続きを完了し、同社を完全子会社化いたしました。

(本契約の目的及び内容)

株式会社宇部整環リサイクルセンターを完全子会社とした上で、焼却処理施設と焼却炉で発生する熱エネルギーを電力に変換するサーマルリサイクル設備を建設・設置し、環境省の地球温暖化対策基本方針（1999年4月9日公布）に則り、循環型経済と低炭素型社会に関わる企業の一員となることを目指してまいります。

(1)	名称	株式会社宇部整環リサイクルセンター
(2)	所在地	山口県宇部市大字舟木3344番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 徳山 大洙
(4)	事業内容	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分及び処理業務
(5)	資本金の額	10,000,000 円
(6)	株式取得の日	2023年9月4日
(7)	取得する株式の数	1,000株
(8)	取得価額	1 百万円
(9)	取引後の持分比率	100.0%
(10)	支払資金の調達方法及び支払方法	自己資金により充当

(第三者割当による第13回乃至第15回新株予約権及び無担保社債(私募債)の発行並びに新株予約権買取契約の締結)

当社は、2023年10月24日開催の当社取締役会において、EVO FUND (Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) (以下、「割当予定先」又は「EVO FUND」といいます。) を割当予定先とする第三者割当による第13回乃至第15回新株予約権(以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。) 及び無担保社債(私募債) (以下、「本社債」といいます。) の発行並びに本新株予約権の買取契約(以下、「本買取契約」といいます。) を割当予定先との間で締結することを決議しました。その概要は以下のとおりです(以下、本新株予約権及び本社債の発行並びに本買取契約の締結を総称して「本件」といい、本新株予約権及び本社債の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。)。本資金調達は、当社の当面の必要資金を確保した上で産業廃棄物処理施設の設置許認可を有する事業者を取得し、産業廃棄物処理施設の設備へ投資するとともに、同施設の稼働及び運用に取り組むにあたり必要な資金を調達するものです。

なお、本件は、2023年11月28日開催予定の当社定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。) において、発行可能株式総数を増加させる旨の定款変更並びに本新株予約権の発行による大規模な希薄化及び有利発行(本新株予約権の払込金額がこれを引き受ける者に特に有利な金額であることをいいます。) が承認されること等を条件としています。

## 1. 募集の概要

### <第13回新株予約権の発行の概要>

(1) 割 当 日	2023年11月29日
(2) 新株予約権の総数	330,000個(新株予約権1個につき普通株式100株)
(3) 発 行 価 額	総額3,300円(新株予約権1個当たり0.01円)
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式33,000,000株
(5) 資金調達の額	825,003,300円 (内訳) 第13回新株予約権発行分 3,300円 第13回新株予約権行使分 825,000,000円
(6) 行 使 価 額	1株当たり25円
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当による
(8) 割 当 予 定 先	EVO FUND
(9) そ の 他	本新株予約権の発行は、①本株主総会において、発行可能株式総数の増加に係る定款変更に関する議案並びに有利発行による本新株予約権の発行及びこれに伴う大規模な希薄化に関する議案がそれぞれ承認されること、並びに②金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。

<第14回新株予約権の発行の概要>

(1) 割 当 日	2023年11月29日
(2) 新株予約権の総数	330,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
(3) 発 行 価 額	総額3,300円（新株予約権1個当たり0.01円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	普通株式33,000,000株
(5) 資金調達額	825,003,300円 （内訳） 第14回新株予約権発行分 3,300円 第14回新株予約権行使分 825,000,000円
(6) 行 使 価 額	1株当たり25円
(7) 募集又は割当て方 法	第三者割当による
(8) 割 当 予 定 先	EVO FUND
(9) そ の 他	本新株予約権の発行は、①本株主総会において、発行可能株式総数の増加に係る定款変更に関する議案並びに有利発行による本新株予約権の発行及びこれに伴う大規模な希薄化に関する議案がそれぞれ承認されること、並びに②金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。

<第15回新株予約権の発行の概要>

(1) 割 当 日	2023年11月29日
(2) 新株予約権の総数	330,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
(3) 発 行 価 額	総額3,300円（新株予約権1個当たり0.01円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	普通株式33,000,000株
(5) 資金調達額	825,003,300円 （内訳） 第15回新株予約権発行分 3,300円 第15回新株予約権行使分 825,000,000円
(6) 行 使 価 額	1株当たり25円
(7) 募集又は割当て方 法	第三者割当による
(8) 割 当 予 定 先	EVO FUND
(9) そ の 他	本新株予約権の発行は、①本株主総会において、発行可能株式総数の増加に係る定款変更に関する議案並びに有利発行による本新株予約権の発行及びこれに伴う大規模な希薄化に関する議案がそれぞれ承認されること、並びに②金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。

## 2. 募集の目的及び理由

### M&Aによる事業会社の買収

当社グループの事業セグメントは、ソリューション事業、飲食関連事業、教育関連事業、エンタテインメント事業を加えた4事業ですが、いずれの事業も、未だ主力事業に育っていないことから、2023年7月1日から当社のホールディングカンパニー化と事業会社の子会社化を図り、子会社間の競争原理の導入により事業の発展を目指すことになりました。

この度、当社ホールディングカンパニー化の一環として既に当社が子会社化した株式会社宇部整環リサイクルセンター（山口県宇部市大字船木3344番地、代表取締役社長：徳山大洙）（以下、「宇部整環リサイクルセンター」といいます。）の稼働及び運用による産業廃棄物処理業を事業化し、産業廃棄物処理業をこれからの成長事業領域と捉え、既存4事業の強みを活かした関係性を保ちつつ、特に産業廃棄物処理業とIoTに強みを持つソリューション事業をコラボ（※1）させながら、事業の統合・分離・撤収等、段階的にリストラクチャリングを行っていくため、本資金調達をすることとしたものです。

既存の4事業については、本資金調達から直接資金を投入する予定はございませんが、ソリューション事業においては、既存事業でも行ってきた、特に新たな予算措置の必要のないIoTによるデータ収集と分析に特化すること、飲食関連事業においては、発生する廃棄物の処理やリサイクルに関する新しいソリューションの仕組み（※2）を当社の経験をもとに、新たな資金を投入することなく研究、企画、及び実施検討をしております。また、教育関連事業においては、産業廃棄物処理業者向け教育プログラムが、行政や地域のニーズ、法規制の変更、技術の進歩等に応じて、定期的に見直されることから、連携できる領域を模索し、教育のデジタル化にとどまらず、様々な場面でデジタル技術を活用することで、「職場や仕事のあり方そのものを変革する」ことを目的とする教育DXの具現化に向け実施検討をしております。エンタテインメント事業においては、環境に関連したテーマをエンタテインメントイベントに組み込むことで、ファンとのエンゲージメントを高めることを推進しております。

日本の産業廃棄物処理市場において、産業廃棄物処理業の許認可を持っている事業者は126,710社（収集運搬積替あり7,469社、収集運搬積替なし109,079社、中間処理のみ9,457社、最終処分のみ254社、中間処理・最終処分の両方451社（2023年7月31日時点）。出典：公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団）存在するものの、実際に業を行っているアクティブな事業者数は約64,800社（収集運搬55,000社、中間処理及び最終処分合算9,800社。出典：「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言（2017年5月19日）」環境省）と全体の5割程度です。また、産業廃棄物処理業を主業（売上高の割合が50%以上）とする事業者数は約12,400社（収集運搬9,000社、中間処理及び最終処分合算3,400社。出典：「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言（2017年5月19日）」環境省）と、全体の1割程度しかありません。市場規模は5.3兆円（出典：「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言（2017年5月19日）」環境省）であり、売上高15億円規模の会社で業界12位以内程度（出典：業界動向サーチ2021年・2022年度版）と、欧米と比較して、各過程において多くの中小規模の処理事業者が分散する業界であることから、業界再編に繋がるM&Aの機会が豊富にあります。東京証券取引所プライム市場に上場している代表的な産業廃棄物処理業者各社においても、これまで多くの子会社をM&Aによりグループ化してきています。



当社は、当社代表取締役であり主要株主である田邊勝己氏が、同氏の知人からM&A対象会社を2023年5月頃に紹介されたのを契機として、宇部整環リサイクルセンターを2023年9月4日付で取得いたしました。宇部整環リサイクルセンターは、産業廃棄物（※3）処理施設設置許可（山口県 2023年1月11日）、特別管理産業廃棄物（※4）のうち感染性産業廃棄物処理施設設置許可（山口県 2023年1月11日）の免許を取得しております。当該施設は通常の廃プラスチック破碎処理施設ではなく、焼却炉で発生する熱をボイラーと発電機により電力とすることができるサーマルリサイクル（※5）設備として、廃棄物分野における地球温暖化対策（環境省）に係る廃掃法第5条の2に基づく基本方針、第四次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画のそれぞれにおいて、地球温暖化対策の推進・低炭素型社会の実現に向けたガイドラインに準じ、廃プラスチック焼却処理施設を建設します。山口県で20年ぶりに許認可された施設であるとともに、社会環境維持のためにも必要性があり、近隣住民から設置についての同意を得ております。排出量は一定量排出されるにも関わらず最終処分場施設数は減少傾向にあるため、最終処分場の延命が必須となっています。

廃プラスチック焼却処理施設においては、通常の廃プラスチック破碎処理（圧縮処理含む。）では減容は半分程度となるところ、焼却処理を行えば1/15まで減容することが可能となり、残余年数23.5年（※6）（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査の結果（令和3年度）」に基づく）とされる最終処分場の延命につながります。また、ごみ焼却の熱エネルギーを電力に変換し中間処理施設の電力の一部を賄うことが可能となりますので、結果として電力会社での温室効果ガスの発生も抑制されます。当社は、廃棄物処理業を通じて、資源を消費するのではなくリサイクル活動によって循環させていくサーキュラーエコノミー（循環型経済）の実現に向けて、さまざまな廃棄物問題の解決や気候変動への対策とともに社会貢献を果たしてまいります。また、収集運搬業におきましては、先進環境対応型ディーゼルトラックをリースにより導入する予定です。収益性は、前述のとおり焼却処理により1/15まで減容が可能であるため、搬入業者からの受入量と最終処分場への搬出量とで大きな差が生じ、受入による売上高と、搬出による原価との差である粗利益が大きくなり収益性が高くなると見込んでおります。また、換算比率の高い燃え殻については最終処分場も受入易く搬出先を容易に選定できますので原価削減が可能となります。今後も最終処分場施設の残存容量の増加が見込めないため、最終処分場の受入単価上昇が懸念されますが、焼却処理により補完されます。

これらのことを考慮の上、今般、当社は宇部整環リサイクルセンターの取得につき契約を締結いたしました。施設は所有敷地面積6996.82坪、第1工場（破碎・圧縮用）、第2工場（異物除去・破碎用）第3工場（焼却用）、設備はホッパー、コンベア、破碎機、サイロ、焼却炉、バーナー、汽水タンク、ボイラー、発電機、集塵機等で、工場、病院、解体業者等から排出される産業廃棄物を減容・減量化するために破碎・圧縮（1/2）し焼却・圧縮（1/15）処理を行います。計画処理量（2024年12月より）は、主廃棄物を廃プラスチックで34,749トン/年（165トン×稼働率65%×27日/月×12ヶ月、山口県：40%、山口県外：60%、産業廃棄物：90%、特別管理産業廃棄物：10%）、廃棄物収集対象エリアは山口県、山口県外(中国エリア、九州エリア、四国エリア、中部エリア等)となります。山口県において、国際的に求められている最高のレベルで環境に配慮し、安全を徹底した運用を心掛けております。日本の産業を支えるクリーンで近代的かつ効率的な廃棄物処理施設を当社グループの事業（以下、「本事業」といいます。）とし

て、資源循環型社会である日本の未来に貢献することを最大の目的として、当該事業を運営してまいります。また、さらなる廃棄物処理施設の取得も視野にし、積極的に動いてまいります。なお、当該事業の開始は、2024年12月を予定しております。主要な想定といたしまして、土地・建物の取得：2023年12月末、焼却炉設置完了：2024年9月末、発電設備設置完了：2024年7月末、破碎機・圧縮機・コンベア等設置完了：2024年7月末、重機・車両の配備：2024年7月末、人員30名（※7）（内24名が新規採用）の配置：2024年7月末の日程で協働してまいります。これらの資産及び設備に関して、宇部整環リサイクルセンターは、土地、建物、各種設備を整備・所有している株式会社宇部整環（山口県宇部市大字船木3344番地、代表取締役：福田浩行）（以下、「宇部整環」といいます。）から取得する予定です。なお、宇部整環は、2018年6月25日に福田浩行氏と徳山大洙氏が代表取締役に就任して設立され、宇部整環リサイクルセンターは2020年1月17日に同じく福田浩行氏と徳山大洙氏が代表取締役に就任して設立されました。また、現在、宇部整環リサイクルセンターは宇部整環に対して廃棄物処理施設の設置予定の土地及び建物を宇部整環から賃借しておりますが、その他、両社に人的関係、取引関係や資本関係はございません。当社と宇部整環との間も人的関係、取引関係や資本関係はございません。

（※1）当社は、「ゴルフ場などの施設内におけるユーザー端末の位置検出の精度を高める位置センサー」や「センサーを内蔵したボール」を商品化してきた経験をもとに、当社の保有するセンシング技術を応用してまいります。産業廃棄物処理業におけるセンシング技術の活用具体案は以下のとおりです。

- ・エネルギー：温度センサー、湿度センサー、光センサー等を使用して、施設の環境をモニタリングし、エネルギー効率を向上させます。
- ・土壌：排水エリアの土壌の重金属、石油類、有害化学物質及び二酸化炭素の検出し、環境状態の検知をします。
- ・大気：排出二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）をモニタリングし、環境状態の検知をします。
- ・ロボティクス：振動センサーによる機械故障の予測、メンテナンススケジュールの最適化をします。

（※2）1. IoTセンサーを廃棄物処理施設に導入し、廃棄物の収集（量）、分別（種類）、処理プロセスをリアルタイムで監視・管理します。具体的には、既存技術である光の透過吸収性により反射波長に差異が出ることを利用し、素材や表面性状の差異を検出し、廃棄物の量や種類を一定の精度で人とセンサーによるダブルチェック管理することで、事業効率の向上に寄与するとともに、環境保護に貢献してまいります。

2. クラウドベースのプラットフォームを構築し、データの収集・蓄積・提供、アクセスを可能にします。プラットフォームは、リアルタイムのデータを可視化し、レポート作成、ダッシュボードの提供に役立っています。具体的には、廃棄物回収サービスを提供するための手段と、提供先へ蓄積されたコンテンツを配信するサービスを統合した共通プラットフォームです。実業を通じて、各種産廃処理・リサイクル（資源物買取）、事業系ごみの定期回収の情報ハブを目指します。

（※3）産業廃棄物（20種）：燃え殻、泥炭、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじ

ん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体

- (※4) 特別管理産業廃棄物：廃油・廃酸・廃アルカリのうち特殊な物、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃水銀等及びその処理物、廃石綿等、有害産業廃棄物）
- (※5) サーマルリサイクル：廃棄物（主にプラスチック）を焼却したときの熱エネルギーを再利用するリサイクル手法のことです。廃棄物そのものを再利用する手法ではありませんが、リサイクルの一種として「エネルギー回収」や「熱回収」等と呼ばれており、ごみ発電が主流になっている日本国内では、廃棄物をエネルギーに換える技術開発が積極的に行われてきたため、サーマルリサイクルは技術面・開発面でも優位性を築いています。今日、全国899ヶ所の廃プラスチック焼却処理施設において約500ヶ所に設置されています。サーマルリサイクルのメリットとしては、主に①完全に分別しきれない廃棄物を有効活用できる、②石炭や石油と同等のエネルギー量を得られる、③化石燃料を使わずにCO2排出量を抑えられる、が挙げられます。デメリットとしては、有害物質ダイオキシンの発生が挙げられますが、「ダイオキシン類特別対策措置法」で定められた燃焼条件（温度800℃以上、燃焼滞留時間2秒以上）で完全燃焼することでダイオキシンの構成元素である炭素（C）、水素（H）、酸素（O）、塩素（Cl）を一旦バラバラにし安定した水や炭酸ガス等にすることでダイオキシンは殆ど出ず、最終工程として、200層の触媒バグフィルターで完全に基準値以下にすることができます。
- (※6) 残余年数とは、新規の最終処分場が整備されず、当該年度の最終処分量により埋立てが行われた場合に、埋立処分が可能な期間（年）をいい、以下の式により算出されます。

当該年度末の残余年数

$$\text{残余年数} = \frac{\text{当該年度の最終処分量}}{\text{埋立ごみ比重}}$$

(埋立ごみ比重は0.8163とする。)

- (※7) 人員30名のうち既採用者6名は、本事業に必要な以下のとおりのライセンスを既に取得しており、本事業の運用に関わる法令・規制の教育実習済みであり、設備の技術と運転に関する知識を習得しております。

1. 代表取締役：

- ・「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」処分課程
- ・「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」収集運搬課程
- ・「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」処分課程
- ・「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」収集運搬課程
- ・産業廃棄物焼却施設技術管理者
- ・産業廃棄物破碎・リサイクル施設技術管理者
- ・産業廃棄物中間処理施設技術管理者

- ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者
2. 技術長兼管理部長 管理部 技術及び運用管理
    - ・ 「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」 処分課程
    - ・ 「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」 収集運搬課程
    - ・ 「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」 処分課程
    - ・ 「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」 収集運搬課程
    - ・ 床上操作式クレーン運転技能者
    - ・ フォークリフト運転技能者
    - ・ 玉掛け技能者
    - ・ 車両系建設機械（整地、解体）運転技能者
  3. センター長 業務部 業務管理
    - ・ 「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」 処分課程
    - ・ 「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」 収集運搬課程
    - ・ 「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」 処分課程
    - ・ 「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」 収集運搬課程
    - ・ 産業廃棄物焼却施設技術管理者
    - ・ 産業廃棄物破碎・リサイクル施設技術管理者
    - ・ 産業廃棄物中間処理施設技術管理者
    - ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者
    - ・ 安全衛生推進者
    - ・ 危険物取扱者（乙種4類）
    - ・ 床上操作式クレーン運転技能者
    - ・ フォークリフト運転技能者
    - ・ 玉掛け技能者
    - ・ 車両系建設機械（整地、解体）運転技能者
  4. 破碎・圧縮管理者 業務部
    - ・ 「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」 処分課程
    - ・ 「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」 収集運搬課程
    - ・ 「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」 処分課程
    - ・ 「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」 収集運搬課程
    - ・ 床上操作式クレーン運転技能者
    - ・ フォークリフト運転技能者
    - ・ 玉掛け技能者
    - ・ 車両系建設機械（整地、解体）運転技能者
  5. 破碎管理者 業務部
    - ・ 「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」 処分課程
    - ・ 「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」 収集運搬課程
    - ・ 「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」 処分課程
    - ・ 「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」 収集運搬課程

- ・ 床上操作式クレーン運転技能者
- ・ フォークリフト運転技能者
- ・ 玉掛け技能者
- ・ 車両系建設機械（整地、解体）運転技能者

#### 6. 焼却管理者 業務部

- ・ 危険物取扱者（乙種4類）
- ・ ボイラー技士（1級）

この他に必要な人員は、破碎圧縮処理の現場で業務を行う人員9名、焼却処理の現場で業務を行う人員9名、当処理施設のメンテナンスを行う人員3名、事務員3名合計24名の採用を予定しております。なお、この24名は特に取得しなければならないライセンス及び資格はありません。採用方法は、以下の2つを活用してまいります。

リクルートエージェント、doda、リクナビNEXT、ビズリーチ、ハタラクティブ、マイナビAGENT等

山口県に特化した求人サイト（ビジネスアシスト、じょぶる山口、じょぶっち！やまぐち、マイカラー等）

#### 今後の研究開発と社会的貢献について

当社グループは、以下の研究開発と社会貢献を果たしてまいります。

1. カーボンニュートラル推進、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づいて、デジタル技術を活用した自動化や省力化（※8）のサービス提供、CO2の可視化やトレーサビリティサービスの導入等を行い、資源循環の在り方を変えるための廃プラスチックのガス化及びメタノール化に関する研究
2. 地域循環共生圏の構築、山口県宇部市と地域循環共生圏構築に向けた研究及び協議
3. コーポレート・ガバナンスへの取組み強化、気候変動等の社会課題への取組みを推進するための「サステナビリティ推進委員会」の設置
4. 熱処理施設のCCU（※9）導入へ向けた研究、既存施設を高効率な熱回収施設へ将来更新することで、地産地消に基づく自律分散型の地域エネルギーセンター等を整備し、脱炭素化を目指すため、CCU導入の可能性についての研究及び検討
5. 地球温暖化による災害の激甚化への対応として、自治体との間で災害支援に関する協議、また災害及び一般廃棄物処理計画の策定
6. TCFD（※10）に基づく情報開示、気候変動への対応として、2030年及び2050年の目標に向けて、TCFDの提言に基づいた情報開示
7. SDGs目標12「つくる責任、つかう責任」、製品ライフサイクルを通じ環境上適正な化学物資や全ての廃棄物の管理を実現し人の健康や環境への悪影響を最小化するため化学物質や廃棄物の大気・水・土壌への放出を大幅に削減するための研究と取組み計画の策定

その他、革新的プラスチック資源循環プロセス技術や非接触型ごみ収集システムの研究も順次行ってまいります。

(※8) 産業廃棄物業界では、IoT技術の活用がさまざまな目的で行われており、効率化、自動化、省力化等の具体的な利点の実現されています。産業廃棄物業界におけるIoTの活用例は以下のとおりです。

1. ごみ収集の最適化

IoTセンサーを備えたごみ収集車やごみ箱は、ごみの収集スケジュールを最適化します。センサーはごみ箱の容量をモニタリングし、必要な場合にのみごみ収集車を送り出すことができます。これにより、効率的なルートプランニングと燃料節約が可能です。

2. 廃棄物容器のリアルタイムモニタリング

IoTセンサーは、廃棄物容器の位置、満杯度、温度、湿度等をリアルタイムでモニタリングします。これにより、容器の適切な保守管理と廃棄物の適切な処理が可能になります。

3. 廃棄物の分別とリサイクル

IoTセンサーとカメラを組み合わせて、廃棄物の種類や分別を自動的に識別します。これにより、リサイクルプロセスが向上し、リサイクル率が増加します。

4. 環境モニタリング

IoTセンサーは、廃棄物処理施設周辺の大気品質、水質、騒音レベル等をモニタリングします。これにより、環境基準の遵守と環境への影響の監視が可能になります。

5. メンテナンス予測

IoTセンサーは廃棄物処理機器や車両の稼働状態をモニタリングし、異常や故障の予測を行います。予防的な保守作業をスケジュール化し、ダウンタイムを最小限に抑えます。

6. データ分析と意思決定支援

IoTデバイスから収集されたデータは、リアルタイム及び過去の情報を組み合わせて、効率的な廃棄物処理戦略を策定するために使用されます。データ分析により、意思決定プロセスが改善されます。

これらのIoTの活用例は、産業廃棄物業界において廃棄物管理の効率化、環境への影響の削減、コスト削減等を実現します。IoT技術は、今日、廃棄物処理業界において持続可能性と効率性を向上させ、将来的な課題に対処するための有力なツールとなっています。

(※9) CCU：「Carbon dioxide Capture and Utilization」の略称であり、従来の化石燃料由来の燃料や化学品等の製品を、CO<sub>2</sub>を原料として製造した製品へと置き換えることで低炭素化を図ることをいいます。

(※10) TCFD：「Task force on Climate-related Financial Disclosures」の略称で、

各国の中央銀行総裁等からなる

金融安定理事会の作業部会で投資家等に適切な投資判断を促すための気候関連財務情報開示を企業等へ促す民間主導の組織をいいます。

## 当社リソースの活用について

当社の産業廃棄物処理業への参入に際し、当社グループはこれまで、「ゴルフ場の管理システム（特許第7058036号）」、「ゴルフ場などの施設内におけるユーザー端末の位置検出の精度を高める位置センサー（特開2020-18439）」、「センサーを内蔵したボール（特許第6186544号）」及び「イベントの発生を通知するシステム（特許第6313894号）」（※11）を商品化・製造・販売をしてきたノウハウと知的財産を保有しております。このように、当社は、センシングの技術とクラウド環境での開発実績があります。産業廃棄物処理業を通じて産業廃棄物業界におけるソリューションを提供できると考え、これを推進していくことで、産業廃棄物業界の発展に寄与するとともに、循環型経済・社会へ貢献できるものと思っております。人的リソースを当該事業へ最大限活用し、循環経済・社会型を担う主力事業へと成長させてまいります。また、当社グループの持続的発展を支える事業基盤とし、当該事業の先進的DX化（※12）への戦略投資も行います。今日、産業廃棄物処理業界において、以下のソリューションが軸となっておりますが、中でも当社と最も親和性の高い分野を精査し、優先して実施してまいります。

（※11） イベントの発生を通知するシステム（特許第6313894号）：インターホン等の通信機器で事前イベント（来訪や回覧等）確認システムのことで、通信の仕組みは、クラウド内に中継システムを組み込み、これを介してインターホンからのアクション（呼び出し等）により、モバイル等の端末へワンタイムパスワードとしての認証トークンを送信するプッシュサーバと、認証された情報（ワンタイムパスワード）に基づいて、当該端末へ来訪者の画像を配信するウェブサーバで構成しています。

（※12） DX化：DXとはデジタルトランスフォーメーションの略です。経済産業省の定義を引用すると「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」です。DXを実現するためには、第3のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ／アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出することとなります。IT化との違いは、DX化は「目的」であるのに対し、IT化はDX化を果たすための「手段」と認識されています。

産業廃棄物処理業を通じ、産業廃棄物処理業界における課題に直面し、その課題に向けた取り組みの目的として、「先進的DX化」を掲げております。

### 1. 廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト支援システム

産業廃棄物の電子マニフェストは、廃棄物の移動や処理を電子的に追跡し、情報を効率的に管理するシステムです。従来の紙ベースの方法と比べ、正確性やトレーサビリティが向上し、環境影響を最小限に抑え、ペーパーレスで効率的なデータ管理を実現します。当該支援システムにつきましては、多くのSier（システム開発のすべての工程を請け負う受託開発企業をいいます。以下同じ。）がクラウド管理を具現化しているため、独自のインターフェースを自社開発し、電子マニフェストを運用してまいります。

### 2. オンラインプラットフォーム支援システム

オンラインプラットフォームを通じた産業廃棄物管理では、廃棄物の発生源や中間処理施設、処分場等の関係者情報を一元管理し、情報共有を簡便に行います。これにより、関係者間の連絡や調整が迅速化し、業務の効率化が図られます。同時に、品目や依頼方法を事前に設定して、排出企業の依頼を電子化し受注と配車管理を効率的に行い、産業廃棄物の管理と運用を支援します。当該支援システムにつきましては、多くのSierがクラウド管理を具現化しているため、独自のインターフェースを自社開発し、リアルタイムコミュニケーションを実施してまいります。

### 3. IoTセンサーとリアルタイムモニタリング

施設内の廃棄物の動きや状態を追跡し、データをリアルタイムで収集・分析する手段です。これにより、作業プロセスの改善やトラブルの早期発見が可能になります。当該技術につきましては、当社が得意とするセンシング分野であり、産業廃棄物処理過程にセンサーを活用したIoTソリューション（スマートセンシング）を他のSierと協働しながら、他へ応用展開可能な新しいシステムとサービスを開発します。産業廃棄物処理過程には管理すべき多くの課題があり、最先端のセンサー技術を利用して様々な情報（温度、湿度、距離、位置、回転角度、画像、音、電流、赤外線、ガス、液体や気体等の圧力）を計測・数値化しIoT管理（リアルタイムモニタリング）することでDX化した「スマート工場」を実現してまいります。

### 4. 運行管理

運行管理とは、廃棄物の収集、運搬、処理、管理等の業務プロセスを効率的かつ効果的に計画、実行、監視するための活動や戦略のことを指します。当該システムにつきましては、多くのSierがクラウド管理を具現化していますが、当社は処理施設周辺の住民の安心・安全を確保するために、独自にLPWA（※13）通信網を処理施設（山口県宇部市大字船木3344番地）から国道2号線と交わる新川交差点（山口県宇部市船木）までに渡って（道路全長約1.5km）整備し、局所的な安全運行管理システムを開発し、運用してまいります。

（※13）LPWA（Low Power Wide Area）：省電力広域ネットワークと呼ばれ、LoRa、SIGFOX、NB-IoT等様々な通信規格が存在し、少ない電力で数キロ～数十キロの広い範囲で通信が可能な特徴を持つ通信方式のことです。通信速度は電池だけで年単位の長期間稼働が可能でIoTの分野で多くの注目を集めている通信技術です。

### 5. 健康状態管理

健康状態管理とは、労働者や関係者の健康と安全を保護し、労働環境におけるリスクや健康への影響を最小限に抑えるための取組みのことを指します。産業廃棄物業界は廃棄物の取り扱いや処理に関わるため、化学物質や有害物質との接触、重機の操作、物理的な作業等のリスクが存在します。そのため、労働者の健康と安全を保護するために適切な管理が重要です。当該システムにつきましては、多くのSierがクラウド管理を具現化していますが、当社は作業員の安心・安全を確保するための健康状態管理に「銀メッキ伝導性繊維」で編まれた生体情報がリアルタイムに取得可能となる作業着を作業員に着用させ、計測・数値化しIoT管理（リアルタイムモニタリング）することで、加えて、DX化した「スマート工場」を実現してまいります。

### 6. 環境モニタリング

産業廃棄物の環境モニタリングでは、廃棄物処理の影響を大気や水質等でリアルタイムに監



視し、環境への影響を最小限に抑えることができます。具体的なプロセス及びその内容は以下のとおりです。（ア）大気モニタリング：廃棄物処理施設や排気筒からの大気中の有害物質やガスの濃度をモニタリングします。これにより、大気汚染の程度を把握し、適切な対策を講じることができます。（イ）水質モニタリング：廃棄物排水や排水池の水質を監視し、有害物質や化学物質の濃度を測定します。水質モニタリングにより、地下水や河川への汚染を防ぐことができます。（ウ）土壌モニタリング：廃棄物の処理場や廃棄物埋立地の周辺の土壌をモニタリングして、有害物質や汚染物質の濃度を確認します。（エ）騒音・振動モニタリング：廃棄物処理施設の騒音や振動のレベルをモニタリングして、周辺住民への影響を把握し、適切な対策を実施します。（オ）ラジオアクティブ物質の監視：放射線源やラジオアクティブ廃棄物の管理とモニタリングを行い、人体への被ばくを防ぎます。このプロセスは、処理や排出の環境への影響を確認し、基準や法的規制を遵守するためのものであり、適切なセンサーやモニタリングシステムを使用して、データの正確性とリアルタイムの情報提供を確保することが肝要です。当該システムにつきましては、多くのSierがクラウド管理を具現化しているため、他のSierと情報共有及び協働しながら、新しいシステムとサービスの可能性について検討してまいります。

## 7. ビッグデータ分析

ビッグデータ分析を用いた産業廃棄物管理では、大量の廃棄物データを解析し、トレンドやパターンを把握し、効果的なリサイクルや廃棄物処理プロセスの最適化、廃棄物削減策を見つけるのに役立ちます。産業廃棄物のビッグデータ分析は、膨大な廃棄物関連データを集め、統計的手法やデータマイニング技術を用いて傾向やパターンを抽出するプロセスです。これにより、廃棄物の適切な管理や環境への影響軽減のための洞察を得ることが可能となります。ビッグデータ分析は、産業廃棄物の適切な管理と環境への影響軽減において、戦略的な洞察と意思決定を支援する重要なツールとなります。データの収集、整理、分析には専門的な知識と技術が必要ですが、それを活用することで持続可能な廃棄物管理と環境保護が実現します。当該システムにつきましては、高度な分析アルゴリズムが要求されるため、大手Sierの市場となっています。データ等情報共有及び協働を模索しながら、分析データの活用を検討してまいります。

## ファイナンスについて

当社は、従前の増資等により調達した資金を活用し、ソリューション事業及びエンタテインメント事業に係る事業を実施してまいりました。しかしながら、前述いたしましたとおり、これらの事業は計画どおりに進捗せず、主要事業とすることを見込んでいた当初の計画を大幅に見直すなければならなくなりました。また、既に子会社化した宇部整環リサイクルセンターの産業廃棄物処理業に係る設備投資や運転資金等が確保できなければ、当該設備投資の発注予定先との現在進行中の協議次第では違約金等を負担する可能性も否定できません。当社の立て直しに向けて、大きな収益事業となることを見込んでいる産業廃棄物処理業は、これまでの当社リソースを活用できる循環経済事業でもありますことから、追加事業資金を調達することが喫緊の課題であるものと認識しております。

当該事業を進めるにあたり、現時点で当社が要する資金計画を、①M&A資金（軽微）、②設

備投資資金2,365百万円、③運転資金96百万円と見積もり、合わせて2,500百万円程度の資金が必要となると考えております。なお、これらの金額は、現時点で見込んでいる概算額であり、今後の事業進捗により、設備設計や規格、性能の見直し等により、変更となる可能性があります。

①M&A資金（軽微）に関しましては、宇部整環リサイクルセンターの株式を100%取得するにあたり全額を支払っております。②設備投資資金及び③運転資金に関しましては、金融機関等との協議が進捗した場合でも、産業廃棄物処理施設の稼働前の段階では売上もなく、金融機関等に提供できる担保もないため、借入金等による調達難しい一方、産業廃棄物処理施設の稼働のために必要な資金であること、今後のパートナー企業やメーカーとの協議の進捗に応じて資金が必要となること等から、借入金以外の手法で調達する必要があるものと認識しております。当社といたしましては、②設備投資資金及び③運転資金として必要と考えられる資金を全て確保することができ、その資金を当該事業のみに投下した場合、ある程度の売上・利益が期待できると認識していることから、これらの資金を確保することができれば、当社の立て直しに向けて大きく前進するものと期待されます。

このように当社の立て直しに係る新規事業への参入のための資金調達が急務となっている状況において、これまでに接点のあった数名の投資家との間で、当社の財務基盤強化策について協議をする中、今回の割当予定先であるEVO FUND及び割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役社長：シヨン・ローソン）（以下、「EJS」といい、EVO FUNDと総称して「EVO」といいます。）と当社代表取締役であり主要株主である田邊勝己氏が、本年6月頃に再会したことを契機として、EVOとも、当社の財務基盤の強化策について協議を進めることといたしました。その結果、数名との協議内容も慎重に検討した上で、下記に記載した詳細のとおりEVOを割当先とする本資金調達は、割当先による大量の権利行使と市場売却が想定されており、市場の需給によっては急激な株価下落やそれにとまなう既存株主の株主価値（株価、支配権等）の毀損が起きる可能性があるものの、当該新規事業の開始を可能にし、結果的に株主価値（株価、支配権等）を向上させることに繋がり、全てのステークホルダーにとって最良であると判断しました（※14）。

（※14）EVOとは正式に2023年7月5日に協議を開始し、前述いたしました②設備投資資金及び③運転資金に充当する資金として、最終的に総額2,500百万円程度の新株予約権の引受け（行使に伴う出資金を含む。）及び最大600百万円の社債の買取り（但し、EVOは買取義務を負いません。）に合意頂きました。なお、この規模の増資を引き受けて頂ける投資家は、現時点ではEVO以外にいないものと考えております。EVOからは、新株予約権の行使価額が1株当たり純資産程度（2023年5月末で約23.41円）でないと検討は難しい旨の見解を聞きEVOと協議をすると同時に他の選択肢を探してまいりました。しかしながら、（ア）現状の当社には、含み益を有するような資産もないこと、（イ）現状の当社には、ソリューション事業における人的なノウハウ以外に、特別なノウハウ等を有しているわけではないこと、（ウ）現状の当社の過去5年の業績では、他の金融機関等からの借入れは難しいと判断し、その様な状況では大きな売上や利益を上げることが難しいと思われること、（エ）現時点でM&A契約締結済であり、追加事業資金の用途が立たなければ、当該事業を開始することが難しいと思

われること等から、まとまった資金の調達には至らず、また、当社の喫緊の課題であります新規事業（産業廃棄物処理業）への参入に係る投融資についても検討可能な投資家は少なく、新株予約権の行使価額が、1株当たり純資産程度でなければ、新株予約権の発行による資金調達を進めることが難しいものと判断いたしました。当社といたしましては、新株予約権の行使価額が、1株当たり純資産程度とすることは、現状の株価に比べ、有利発行となるものの、調達する資金を活用することで当社の立て直しに目途が立つ可能性が高いこと、EVOの代表者であるマイケル・ラーチ氏からは、当社の展開する産業廃棄物処理業について、「EVOの国内外のネットワークを最大限に活用し、立て直しに向け協力する」旨の表明を口頭で得たこと、EVOが優良な機関投資家とのネットワークを有しており、これらの活用により新たな取組みも期待できること、当社の収益性の高い継続的な主要事業が構築できること等を総合的に勘案し、EVOとの取組みが、当社立て直しに向け最良の選択であるものと考えて判断したものであります。

すなわち、本資金調達により資金を調達できなければ、5期連続の赤字を脱却すべく収益事業の構築や財務基盤の強化には相当の時間を要するものと思われるだけでなく、不特定多数の変わり身の早い顧客をターゲットとする不安定な既存のソリューション事業及びコンテンツ事業を小規模に維持したまま、期待どおりには進まないことも考えられます。なお、本資金調達による追加事業資金が確保できなければ、今後の黒字の目途が立たない可能性もあります。その場合、数年（2～3年）後には資金が不足する可能性は否めず、万一その様な事態に陥り、新たな資金調達もできなければ、会社存続も危ぶまれます。なお、当該事業の開始は、2024年12月を予定しております。土地・建物の取得：2023年12月末、焼却炉設置完了：2024年9月末、発電設備設置完了：2024年7月末、破碎機・圧縮機・コンベア等設置完了：2024年7月末、重機・車両の配備：2024年7月末、人員（30名）の配置：2024年7月末の日程で協働してまいります。

### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

#### （1）資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先であるEVO FUNDに対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

また、新株予約権による資金調達においては、割当予定先による行使に伴って段階的に調達が行われることとなり、調達の時期が不確定なものであるため、下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（3）調達する資金の具体的な用途」に記載の資金用途に必要な資金を速やかに調達できるよう、EVO FUNDと合意できた場合には、本新株予約権の払込期日と同日付でEVO FUNDに対して以下に記載の概要にて発行価額総額最大600,000,000円の本社債を発行する予定です。なお、払込期日までにEVO FUNDと本社債の買取りにつき合意できなかった場合には、本社債は発行されません。

<本社債の概要>

1.	名 称	THE WHY HOW DO COMPANY株式会社 第1回無担保普通社債
2.	社債の総額	最大金600,000,000円
3.	各社債の金額	金15,000,000円
4.	払込期日	2023年11月29日(水)
5.	償還期日	2028年11月30日(木)
6.	利率	年率1.0%
7.	利払方法	本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付し、償還期日において元金の償還と同時に一括して支払います。償還期日後は利息を付しません。利息の金額は、1年を365日として日割計算されるものとします。
8.	発行価額	額面100円につき金100円
9.	償還価額	額面100円につき金100円
10.	償還方法	満期一括償還

(1) 当社は、繰上償還を希望する日(以下、「繰上償還日」という。)の5営業日前までに社債権者に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円に経過利息相当額(以下、第(4)号において定義します。)を加えた金額で繰上償還することができます。

(2) 当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が27.5円以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円に経過利息相当額を加えた金額で繰上償還することを請求(以下、「繰上償還請求」といいます。)することができます。

- (3) 本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から以前に当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額を控除した額が本社債の金額（15,000,000円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の翌取引日（当日を含みます。）又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円に経過利息相当額を加えた金額で繰上償還します。但し、未償還の本社債が当該整数に満たない場合には、残存する全ての本社債を繰上償還するものとします。
- (4) 本項において「経過利息相当額」とは、各本社債の金額100円につき、払込期日の翌日から繰上償還日までの期間に対して本社債の利率を適用して計算される金額をいいます。

## 11. 総額引受人 EVO FUND

### (2) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う、早期に多額の資金を調達可能な資金調達の方法を検討しておりましたところ、2023年7月上旬頃にEJSから本新株予約権と本社債の発行を組み合わせた資金調達手法である本スキームの提案を受けました。

同社より提案を受けた本スキームは、本新株予約権の発行により大規模な希薄化を伴うものの、本新株予約権の行使価額が現在の当社株価に比べて低く設定されていることから当社の必要とする資金を比較的短期間で調達することのできる可能性が高く、また、第15回新株予約権については当社の裁量に発行価額で取得することのできる取得条項が付されており、当社は取得した第15回新株予約権を消却することも割当予定先以外の第三者に対して譲渡することもできます。かかる取得条項を活用することにより、当社は割当予定先による行使が進まない状況において第15回新株予約権を取得の上より行使してくれる可能性の高い第三者に譲渡して第15回新株予約権の行使を促進したり、第15回新株予約権を取得の上消却し当社株式の希薄化を抑えることができるなど、柔軟な資本政策を実行することができます。加えて、本社債の発行につき割当予定先と合意できた場合には、当初段階においてまとまった額の資金を調達できるため、当面の必要資金を確保することができ、当社はすでに産業廃棄物処理施設の設置許可を有する事業者（宇部整環リサイクルセンター）の全株式を既に取得しているところ、十分な資金をもって廃棄物処理施設の設備へ投資するとともに、同施設の稼働・運用に取り組むことができます。このため、当社の財務基盤を安定させるとともに、当社の今後の成長に必要な資金を相当程度の蓋然性をもって調達できることから当社の中長期的な成長にとっても最善であり、当社のニーズに合致するものと判断しました。そして、当社は、下記「(3)本資金調達の特徴」に記載の本スキームの特徴及び

「(4)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、希薄化による既存株主の不利益を考慮した上で、これらの検討結果として、本スキームが下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (3)調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要な資金を調達できる可能性が高いと考えられることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

割当予定先は株券貸借を活用して行使・売却を繰り返して調達を進めていくことが想定されますが上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した現在の当社の状況を鑑みると、資金調達は必要不可欠なものであるため、調達を実施しないことによる資金不足となるリスクを最も避けるべきであり、また再度短期間で資金調達を実施し既存株主を含む当社ステークホルダーに混乱を与えないためにも現在当社が調達することのできる最大限の額を調達し、調達した資金を下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (3)調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当することで、当社の当面の必要資金を確保した上で廃棄物処理施設の設備へ投資するとともに、同施設の稼働・運用に取り組むことができ、中長期的には既存株主様の利益に資するものであるものと考えております。

### (3) 本資金調達の特徴

本新株予約権は調達資金の最大額が固定されており、あわせて、本新株予約権の行使価額と割当株式数が固定されております。また、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

#### ① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、発行当初から行使価額は原則として固定(25円)されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません(但し、発行済みの当社普通株式数に変更が生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、発行済みの当社普通株式数の増加率に応じて、本新株予約権の行使価額も減額する方向で調整されます。)。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から固定(第13回新株予約権は33,000,000株、第14回新株予約権は33,000,000株、第15回新株予約権は33,000,000株)されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

#### ② 即座の資金調達

本社債を発行することができた場合には、本新株予約権の行使を待たずに一定額の資金をあらかじめ調達することができます。

#### ③ 資金調達コストの削減

将来的に必要な資金の手当てとして、第14回新株予約権及び第15回新株予約権を第13回新株予約権と同時に発行することで、3回に分けて資金調達の決議・発行の手続を経るよりも、調達に係るコストを削減することが可能となります。

#### ④ 取得条項

当社は、第15回新株予約権に付された取得条項を、当社の裁量により行使することができるため、第15回新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合等、当社

や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の選択により、第15回新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、第15回新株予約権を取得・消却することが可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることが可能です。

⑤ 本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

本買取契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達ができないこと

本スキームにおいては、本社債を発行することができた場合には早期の段階で一定の資金は調達できますが、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があって初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 設計上のリスク

本新株予約権は、行使の確約条項が付されていないため、当社の株価推移によっては、行使がなされない、又は、行使が進まなくなる可能性があります。また、割当予定先が行使により取得した当社普通株式を市場売却することにより、株価が下落する可能性があります。

③ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(4) 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットが大きいと考えております。また、現時点で公募増資の引受手となる証券会社は存在しません。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額

の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、現時点では適当な割当先が存在しません。なお、割当予定先によると、当社が必要とする額の資金を一度に新株式の引受けにより出資することは当社の財務状況に鑑みてリスクが高過ぎ、本新株予約権を段階的に行使することにより順次出資を行い、リスク状況に応じて適宜本新株予約権の行使により取得した株式を売却する形式での資本提供にしか応じられないとのことでした。

② 新株予約権付社債（MSCB含む。）

新株予約権付社債は、発行時に払込銀額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに全額の転換が完了するまでの間新株予約権付社債の保有者が発行会社のクレジットリスクを負担することになるため、その引受先は限られます。今回は、新株予約権付社債によって、当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けておりません。また、割当予定先からも新株予約権付社債によって本資金調達と同等のタイミング、規模にて新株予約権付社債を引き受けることはできない旨を聞いております。加えて、MSCBの場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

④ 借入れ・社債・劣後債のみによる資金調達

借入れ、社債又は劣後債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下することから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断し、本社債の発行による最大調達額は当面の必要資金額の範囲に限定いたしました。



⑤ 行使価額修正条項付新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権は株価動向によっては、当該新株予約権の行使が十分にされず当社が必要とする資金を十分に調達できない可能性があります。また、割当予定先からも行使価額修正条項付新株予約権によって本資金調達と同等のタイミング、規模にて行使価額修正条項付新株予約権を引き受けることはできない旨を聞いております。

なお、本資金調達により発行される本新株予約権の目的である株式99,000,000株に係る議決権の数は990,000個（第13回新株予約権：330,000個、第14回新株予約権：330,000個、第15回新株予約権：330,000個）であり、その結果、割当予定先は、当社の総議決権の数の最大74.06%を保有し得ることとなり、会社法第244条の2第1項に定める特定引受人に該当いたします。以下は、同項及び会社法施行規則第55条の2に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所

EVO FUND (エボ ファンド)

c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands

(b) 特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数

990,000個

(c) (b)の交付株式に係る最も多い議決権の数

990,000個

(d) (b)に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数

2023年8月31日時点の総議決権数346,763個を基準とした場合、1,336,763個になります。

(e) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する取締役会の判断及びその理由

当社は、本資金調達が実行され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様にも不利益を与えることとなりますが、本資金調達が、当社の当面の必要資金を確保した上で産業廃棄物処理業の許認可を有する事業者を取得し、廃棄物処理施設の設備へ投資するとともに、同施設の稼働・運用に取り組むにあたり必要な資金を賄うものであり、やむを得ないと判断しております。

(f) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する監査役の意見

当社監査役全員は、本資金調達が実行され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様にも不利益を与えることとなりますが、本資金調達が、当社の当面の必要資金を確保した上で産業廃棄物処理業の許認可を有する事業者を取得し、廃棄物処理施設の設備へ投資するとともに、同施設の稼働・運用に取り組むにあたり必要な資金を賄うものであり、やむを得ないと判断している旨の意見を口頭で表明しております。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 本社債の発行により調達する資金の額

① 払込金額の総額	最大600,000,000円
-----------	----------------

(注) 本社債に関しましては、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」にその概要を記載しております。

(2) 本新株予約権の発行により調達する資金の額 (差引手取概算額)

① 払込金額の総額	2,475,009,900円
第13回新株予約権の払込金額の総額	3,300円
第13回新株予約権の行使に際して出資される財産の額	825,000,000円
第14回新株予約権の払込金額の総額	3,300円
第14回新株予約権の行使に際して出資される財産の額	825,000,000円
第15回新株予約権の払込金額の総額	3,300円
第15回新株予約権の行使に際して出資される財産の額	825,000,000円
発行諸費用の概算額	15,000,000円
差引手取概算額	2,460,009,900円

(注) 1. 発行諸費用の概算額は、調査費用、登記費用、弁護士費用、本株主総会開催関係費用及び信託銀行費用等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。なお、本新株予約権は行使コミットメント条項がない新株予約権であることから、全額行使は保証されておりません。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(3) 調達する資金の具体的な用途

A. 本社債により調達する資金の具体的な用途

本社債の発行により調達する資金の額は、最大600百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な用途については、次のとおり予定しています。本社債の発行総額が600百万円に満たないこととなった場合 (本社債が発行されない場合を含む。) には、本新株予約権の行使を待って当該行使により出資された額を下記資金用途に充当いたします。

	具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
①	宇部整環が所有する、土地、建物、各種設備一式の取得費用	600	2023年12月～ 2024年2月

また、具体的な取得費用の内訳の詳細は以下のとおりです。なお、不足分については自己資金で充当してまいります。これら取得費用の査定方法は以下のとおりです。

建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具、工具器具備品については宇部整環の取得原価から減価償却累計額を控除した金額（簿価）、土地、建設仮勘定、発電機、破碎機については取得原価を採用しております。

取得金額の決定は、以下のとおり宇部整環と宇部リサイクルセンターとの間で合意したことで決定いたしました。

建物、建物付属設備、構築物、については周囲に同等の建物等は存在しないため市場からの調達原価を合理的に見積もれないこと及び既存の建物等を取り壊し再建設する場合は、既存建物等の取り壊しに多額の費用がかかること、建設資材や人件費の高騰による多額の建設費、設期間が長期に渡ることなどを考慮すると、宇部整環の所有する建物等と同等の施設を購入又は新設するよりも、宇部整環の簿価が最も安価で合理性のある金額であると判断したことから、固定資産の貸借対照表価額として一般に公正妥当と認められている簿価を採用しております。

車両運搬具については一般的に中古車価額が存在するものの、金額が僅少なため簿価を採用しております。

工具器具備品について新品の再調達価格は存在するものの、新品で調達すると簿価よりも高額となるために簿価を採用しております。

土地については近隣に比較できる土地はなく、宇部整環の取得金額を取引金額とすることに一定の合理性があると判断し、宇部整環の取得原価を採用しております。

建設仮勘定について、時価評価することは一般的な会計基準には馴染まないと判断し、取得原価を採用しております。

発電機及びボイラーの一部については新品であり、宇部整環の取得原価を採用しております。

具体的な用途	概算金額（円）
建物	303,970,000
建物付属設備	11,680,000
構築物	48,617,000
車両運搬具	1,620,000
工具器具備品	170,000
土地	47,320,000
建設仮勘定（注1）	67,919,000
発電機及びボイラーの一部購入のための借入金 の返済（注2）	123,000,000
合計	604,296,000

（注1）建設仮勘定の内訳は、M2プランニング焼却炉設計等計画書作成35,500,000円、トーションによる生活環境アセスメント・測量、中国電力からの電線引込工事、建築許可取得のための調査費用、従業員待機所、コンテナ、鉄箱等23,000,000円、ファクトによる住民同意のために必要な土地等の取得5,549,408円、BDO SUNGTO-EHYUN LLCによる生活環境アセスメント3,870,000円です。

(注2) 当社は当社代表取締役より2023年9月4日に181百万円(返済期限:社債発行後、利率:年0.5%、担保:無)を借り入れております。同日、上記借入金のうち180百万円を宇部整環リサイクルセンターに貸し付けております。この貸付金から宇部整環リサイクルセンターは、173百万円を宇部整環に貸し付けました。宇部整環はその内123百万円を用いて発電機及びボイラーの一部を取得した後、即時にこれを宇部整環リサイクルセンターに譲渡することで、123百万円の返済に充てております。以上の状況のもと、当社は発電機及びボイラーの一部の購入のための資金となった123百万円については当社代表取締役に本社債により調達した資金により返済をする予定であります。

## B. 本新株予約権により調達する資金の具体的な用途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約2,460百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な用途については、次のとおり予定しています。なお、費用の支出が本新株予約権の行使に先行した場合には、当該費用を一時的に手元資金又は可能な場合には借入金にて賄い、必要な本新株予約権の行使がなされ、行使に係る払込がなされた後に、当該行使に係る払込金を、順次かかる手元資金の補填又は借入金の返済に充当する予定です。また、予定どおり資金の調達ができなかった場合には、第三者割当増資または、事業の進行具合や当社の業績によっては借入れなどの新たな資金調達方法も検討し下記の用途へ充当する予定であります。なお、当社は、証券取引等監視委員会より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けております。当社は、この事実を真摯に受け止めて開示検査に協力しており、証券取引等監視委員会とのやり取りや特別調査委員会による最終報告書を踏まえると可能性は低いと判断しておりますが、今後、開示検査の結果によっては課徴金の納付等の行政処分を受ける可能性を完全に否定できません。仮に当社が行政処分等を受ける場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響が生じる可能性があります。また、金融商品取引法に基づく開示検査を受けていることから、本資金調達を行うに際して提出する有価証券届出書について金融商品取引法第172条の2に基づき、本新株予約権の発行価額の総額（本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額も含む。）に応じ、課徴金の納付義務を課される可能性があります。もっとも、当社としては本事業を行うことが、中長期的な株主価値の最大化に繋がるものと判断していることから、当該開示検査が行われているものの、本資金調達を実施することは有益であるとして判断しております。

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期 (注1・2)
① 本社債の償還	600	2023年12月～ 2024年9月
② 焼却炉関連費用	1,099	2023年12月～ 2025年9月
③ 破碎機、圧縮機、コンベアその他一式費用	542	2023年12月～ 2025年9月
④ 運転資金（注3）	96	2024年1月～ 2024年8月
⑤ 借入金の返済	57	2023年12月

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期 (注1・2)
⑥ 工事予備費	66	2023年12月～ 2025年9月
合計	2,460	—

(注1) 本新株予約権の権利行使期間は、2023年11月30日から2028年11月30日としております。行使期間と支出予定時期を比較すると、支出予定時期が早期に到来いたします。本新株予約権の行使期間について、当社といたしましては、2024年9月頃までの予約権行使を希望いたしました。割当予定先からは2028年11月30日までの行使期間が必要との回答があり、割当予定先の意向に従い決定されたものであります。想定する支出時期に本新株予約権の権利行使が進んでいない場合には、支出予定時期が変更され、設置スケジュールどおり設置が進まない可能性があります。なお、施設の設置が、スケジュールどおりに進まない場合は、施設稼働時期が遅れる可能性があります。

(注2) 当社は、本新株予約権の割当予定先に対し、本事業に関して詳細な説明を行い、深いご理解を得たものと確信しております。今後は、適時開示等で本事業に係る設備の設置状況をお伝えし、本新株予約権の権利を行使して頂けるよう継続してお伝えしてまいります。

(注3) 運転資金：2024年1月から2024年8月までの運転資金は約62百万円を見込んでおりますが、差額の約34百万円につきましては、2023年9月から2023年12月の運転資金を当社からの借入で運営するため、その返済に充当する予定です。

調達する資金の用途の詳細は以下のとおりです。なお、調達資金を実際に支出するまでは、当社の銀行口座にて管理いたします。

#### ① 本社債の償還費用

本新株予約権の行使が進んだ際には、本社債の償還または本社債で充当する予定の用途に優先的に充当されます。②以降の資金用途は、本社債の全てが償還された後に充当されることを想定しております。

当社が本社債の発行により調達する資金の額は、最大600百万円となる予定であり、本社債の発行総額が600百万円に満たないこととなった場合（本社債が発行されない場合を含む。）には、本新株予約権の行使を待って当該行使により出資された額を下記資金用途に充当いたします。本社債又は本新株予約権の行使により調達する資金の具体的な用途については、次のとおり予定しています。

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
宇部整環が所有する、土地、建物、各種設備一式の取得費用	600	2023年12月～ 2024年2月

また、具体的な取得費用の内訳の詳細は以下のとおりです。なお、不足分については自己資金で充当してまいります。

具体的な用途	概算金額 (円)
建物	303,970,000
建物附属設備	11,680,000
構築物	48,617,000
車両運搬具	1,620,000
工具器具備品	170,000
土地	47,320,000
建設仮勘定 (注1)	67,919,000
発電機及びボイラーの一部購入のための借入金の返済 (注2)	123,000,000
合計	604,296,000

(注1) 建設仮勘定の内訳は、M2プランニング焼却炉設計等計画書作成35,500,000円、トーションによる生活環境アセスメント・測量、中国電力からの電線引込工事、建築許可取得のための調査費用、従業員待機所、コンテナ、鉄箱等23,000,000円、ファクトによる住民同意のために必要な土地等の取得5,549,408円、BDO SUNGTO-EHYUN LLCによる生活環境アセスメント3,870,000円です。

(注2) 当社は当社代表取締役より2023年9月4日に181百万円（返済期限：社債発行後、利率：年0.5%、担保：無）を借り入れております。同日、上記借入金のうち180百万円を宇部整環リサイクルセンターに貸し付けております。この貸付金から宇部整環リサイクルセンターは、173百万円を宇部整環に貸し付けました。宇部整環はその内123百万円を用いて発電機（ボイラーで発生した蒸気でスクリーを回転させ発電を行う装置をいいます。）及びボイラーの一部を取得した後、即時にこれを宇部整環リサイクルセンターに譲渡することで、123百万円の返済に充てております。以上の状況のもと、当社は発電機及びボイラーの一部の購入のための資金となった123百万円については当社代表取締役に本社債により調達した資金により返済をする予定であります。

## ② 焼却炉関連費用 (※15)

焼却炉関連費用として、以下のとおりの設備投資に充当予定です。

具体的な用途	概算金額 (円)
焼却炉	700,550,000
集塵機	114,000,000
煙突	25,950,000
排風機	39,000,000
コンプレッサー	31,300,000
制御装置	22,500,000
ボイラー本体	138,710,000
ボイラー架台	9,000,000
蒸気制御及び計測装置その他	18,000,000
合計	1,099,010,000

③ 破碎機、圧縮機、コンベアその他一式費用 (※16)

焼却炉以外の費用として、以下のとおりの設備投資に充当予定です。

具体的な用途	概算金額 (円)
破碎機、圧縮機、コンベアその他	542,610,000
合計	542,610,000

また、上記②、③の支出時期は、2023年12月から2025年9月を予定していますが、個別の支出時期については、現在協議中のため未定となっております。

上記、各設備の概算金額は外部業者からの見積もり書によって算出しております。

(※15)

焼却炉	廃棄物を焼却するための設備	
集塵機	排ガスをろ過と飛灰回収するための装置	
煙突	排ガスを大気に放出するための設備	
排風機	排ガスの吸引と排気を行うための装置	
コンプレッサー	集塵機内のろ布から集塵粉をふるい落としとして取り除くための装置	
制御装置	焼却量や処理能力を自動的に制御する装置	
ボイラー本体	排ガスから熱吸収して蒸気を作る装置	
ボイラー架台	ボイラーを設置するための柱と梁で組んだ構造物	
蒸気制御装置	燃料量と燃焼空気量を操作して蒸気圧力を制御する装置	
計測装置	温度計	焼却炉、排ガス急冷塔、汽水タンクの温度を計測する装置
	レベル計	汽水タンク、給水タンク、オイルタンク、消石灰・活性炭タンク内の貯蔵レベルを計測する装置



	CO/CO2 計	煙突排気口近傍の一酸化炭素、二酸化炭素濃度を計測する装置
--	-------------	------------------------------

(※16)

破碎機	刃のついたローラーを回転させて廃棄物を破碎する装置
圧縮機	廃棄物を効率よく圧縮減容する装置
コンベア	廃棄物を載せて移動させる装置

#### ④ 運転資金

本事業の当初運転資金（人件費及び一般管理費）として、96百万円を充当予定で  
す。時期としては2024年1月～2024年8月を想定しております。なお、当社は証券  
取引等監視委員会より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けております。当社は  
この事実を真摯に受け止め、開示検査に協力しており、証券取引等監視委員会とのや  
り取りや特別調査委員会による最終報告書を踏まえると可能性は低いと判断しており  
ますが、今後、開示検査の結果によっては、課徴金の納付等の行政処分を受ける可能  
性を完全に否定できず、当社が行政処分等を受ける場合には、当社代表取締役からの  
借入等の方法により課徴金の支払いを行う可能性があります。

#### ⑤ 借入金の返済

当社は当社代表取締役より181百万円の借り入れを行っているところ、本社債の発  
行による調達資金により123百万円を返済する予定です。残りの58百万円の返済のう  
ち、宇部整環リサイクルセンターに貸し付けた残部である57百万円分の当社代表取締  
役への返済については本新株予約権による調達資金で充当いたします。

なお、当社は180百万円を宇部整環リサイクルセンターに貸し付けているところ、  
123百万円は発電機及びボイラーの一部の購入のための資金となり、残りの57百万円  
について、7百万円は宇部整環リサイクルセンターが手元資金として留保し、50百万  
円は宇部整環リサイクルセンターから宇部整環に対する貸し付けとして残っておりま  
す。宇部整環に対する貸付金については、宇部整環リサイクルセンターが宇部整環の  
所有する土地、建物、各種設備一式の取得費用の支払いが終了した後、現金で返済を  
受ける予定であり、返済があり次第、当社に対して宇部整環リサイクルセンターより  
返済される予定となっております。

#### ⑥ 工事予備費

ウクライナ戦争、イスラエル紛争、中国の海洋進出などの昨今の世界情勢の地政学  
的不安定性や、アメリカの高インフレ、それを抑えるための高金利政策などの金融市  
場に大きく影響を与える不安定性の増大、これに伴う急速な円安等の影響から、本邦  
においても食料価格の上昇、天然ガス石油などの化石燃料価格の上昇と高止まり、急  
速な円安と中国との対立による輸入材価格の急激な上昇が起きています。その結果国

内でも建設資材や産業廃棄物処理機械製造のための材料費等の高騰、燃料価格の上昇、建設労働者の賃金上昇、設置機械の価格、設置工事価格等の上昇が起きています。

したがって、今後設置スケジュールどおりに設置工事を進めるにあたっては、ある程度の設置機械代金や設置工事代金の上昇を想定しておくべきであると判断しております。そのため、設置機械代金及び設置工事代金の総額1,764,000,000円の3.71%に相当する、66,000,000円程度の予備費の計上をすることが妥当であると判断しております。

なお、設置機械代金、設置工事代金が当初想定したどおりに確定した場合は、この66,000,000円については上記「2. 募集の目的及び理由 (1) M&Aによる事業会社の買収」に記載した先進環境対応型ディーゼルトラックのリースによる導入として、この資金を活用して購入することでリース料を抑えるための資金としての活用を検討しております。

仮に当初予算どおりに設置工事が進み、予備費の66,000,000円から余剰が出た場合には資金使途の変更として、適時に開示して参ります。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおりにより充当することで、当社の当面の必要資金を確保した上で産業廃棄物処理業の許認可を有する事業者を取得し、廃棄物処理施設の設備へ投資するとともに、同施設の稼働・運用に取り組むにあたり必要な資金を確保することができることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。したがって、本資金調達は、中長期的な企業価値の向上に資するものと考えております。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う、早期に多額の資金を調達可能な資金調達の方法を検討しておりました。

そのような中、2023年7月上旬に、EJSより1株当たりの行使価額を25円とする本新株予約権と本社債の発行を組み合わせた本資金調達の提案を受け、割当予定先と複数回協議した上で当社にて検討した結果、当社の当面の必要資金を確保した上で産業廃棄物処理施設の設置許認可を有する事業者を取得し、廃棄物処理施設の設備へ投資するとともに、同施設の稼働・運用に取り組むにあたり必要な資金を確保することができる可能性の高い資本増強策として実現性が十分にあると判断したため、かかる提案を受け入れることを決定いたしました。当社は、割当予定先から、本新株予約権の行使価額は、現在の株価水準と比較すると大幅なディスカウントであるものの、当社の財務状況等に鑑み、割当予定先としては、2023年5月末における当社の1株当たり純資産額相当である約25円と同等の金額であれば、本資金調達を引き受けるにあたり合意できる金額であるとの説明を受けております。

当社取締役会としても、現在の状況を考慮すると、本資金調達以上の金額を他の方法で

調達することは難しいと判断しました。なお、上記「2. 募集の目的及び理由 (4) 他の資金調達方法」のとおり、本資金調達以外の資金調達方法についても検討いたしましたが、公募増資による新株式発行については、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えたこと、株主割当増資による新株式発行については、当社においてどの程度の金額の資金調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であったこと、新株式の第三者割当については、割当予定先を含めて適当な割当先が存在しなかったこと、新株予約権付社債については、当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けなかったこと、新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）については、国内で実施された実績が乏しいこと等から適切な資金調達手段ではない可能性があると考えたこと、借入れ・社債のみによる資金調達については、財務健全性が低下すると考えたことを理由として、これらの資金調達方法ではなく、本資金調達を実施する判断にいたりました。

本新株予約権の行使価額25円は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2023年10月23日）における当社普通株式の終値80円に対して、68.75%のディスカウントとなります。

なお、当該行使価額25円につきましては、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2023年10月23日）までの直近1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値84円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対し70.24%のディスカウント（小数第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率について同様に計算しております。）、同直近3ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値88円に対し71.59%のディスカウント、同直近6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値96円に対し73.96%のディスカウントとなります。

当社は、第13回新株予約権の発行価額を1個当たり0.01円、第14回新株予約権の発行価額を1個当たり0.01円、第15回新株予約権の発行価額を1個当たり0.01円として発行いたしますが、上記のとおり行使価額が当社の株価水準から大幅にディスカウントされていることから、かかる発行価額にて本新株予約権を発行することは、割当予定先に特に有利な金額で発行するものに該当する可能性が高いものと判断し、本株主総会にて、大規模な希薄化及び有利発行による第三者割当に関する議案の承認（特別決議）を得ることといたしました。なお、第13回新株予約権の発行価額を1個当たり0.01円、第14回新株予約権の発行価額を1個当たり0.01円、第15回新株予約権の発行価額を1個当たり0.01円として発行するのは、割当予定先より、第13回新株予約権の発行価額1株当たり0.0001円及び行使価額25円を合算した1当たりの払込金額25.0001円、第14回新株予約権の発行価額1株当たり0.0001円及び行使価額25円を合算した1株当たりの払込金額25.0001円及び第15回新株予約権の発行価額1株当たり0.0001円及び行使価額25円を合算した1株当たりの払込金額25.0001円が本資金調達における引受けの上限である旨の説明を受けたためです。これは2023年5月末の1株当たり純資産約23.41円と同程度の水準となります。かかる1株当たりの払込金額は現在の当社株価と比較して大幅なディスカウントとなるものの、現在の当社の状況を考慮すると、かかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受けました。当社といたしましては、本資金調達により資金を調達できなければ、5期連続の赤字を脱却すべく収

益事業の構築や財務基盤の強化には相当の時間を要するものと思われるだけでなく、不特定多数の変わり身の早い顧客をターゲットとする不安定な既存のソリューション事業及びコンテンツ事業を小規模に維持したままで、期待どおりには進まないことも考えられます。なお、本資金調達による追加事業資金が確保できなければ、今後の黒字の目途が立たない可能性もあります。その場合、数年（2～3年）後には資金が不足する可能性は否めず、万一そのような事態に陥り、新たな資金調達もできなければ、会社存続も危ぶまれます。従って、本スキームが現在の当社にとって最善の手段であると考えているため、合理性があるものと判断し、既存株主の皆様へお諮りすることと致しました。

また、第三者評価機関からの評価書の有無に関わらず、本株主総会にて、大規模な希薄化及び有利発行による第三者割当に関する議案の承認を得ることから本新株予約権の評価書は取得しておりません。

当社は現在、当面の必要資金を確保した上で産業廃棄物処理業の許認可を有する事業者を取得し、廃棄物処理施設の設備へ投資するとともに、同施設の稼働・運用に取り組むにあたり、大規模な資本増強が必要な状況にあります。過去、複数の割当予定先候補者と協議をしたものの、かかる大規模な金額の増資を引き受けていただける候補者は他に見つかりませんでした。当社としては、本資金調達によって調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」に記載のとおりに対応することで、当社の財務状況及び事業構造を抜本的に改革することができるものと判断しており、株主の皆様のご理解が得られるものと判断いたしました。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は、最大で99,000,000株（第13回新株予約権：33,000,000株、第14回新株予約権：33,000,000株、第15回新株予約権：33,000,000株（議決権ベースで990,000個（第13回新株予約権：330,000個、第14回新株予約権：330,000個、第15回新株予約権：330,000個））であり、本新株予約権の目的となる最大の株式数は固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動は原則としてありません。

なお、この最大の株式数（99,000,000株（議決権ベースで990,000個））は、2023年8月31日現在の当社発行済株式総数34,680,693株（議決権数346,763個）に対して285.46%（議決権ベースで285.50%）にあたります。

したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、本株主総会にて株主の皆様の意思確認手続を取らせていただくことといたしました。

なお、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の最大株式数と、直近6ヶ月間の一日当たりの平均出来高169,089株と比較した場合、当該平均出来高は、当該最大交付株式数99,000,000株（潜在株式を含む。）の約0.17%程度であります。

本資金調達は、大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主の皆様にも不利益を与えることとなりますが、当社は、当面の必要資金を確保した上で十分な資金をもって産業廃棄物処理業の許認可を有する事業者を取得し、廃棄物処理

施設の設備へ投資するとともに、同施設の稼働・運用を進めるためには現時点で最大限調達可能な資金を調達する必要があり、やむを得ないと判断しております。

また、割当予定先の保有方針は、後述のとおり、純投資とのことであり、株価や市場動向により本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。割当予定先が当該当社普通株式を市場で売却した場合、当社の株価に影響を与え、既存株主様の利益を損なう可能性があります。

## 7. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(a) 名称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(b) 所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(c) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組成目的	投資目的	
(e) 組成日	2006年12月	
(f) 出資の総額	払込資本金：1米ドル	
(g) 出資者・出資比率・出資者の概要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有) 純資産：約78百万米ドル 払込資本金：1米ドル	
(h) 代表者の役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	9億9,405万8,875円

(j) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2023年3月31日現在におけるものです。

※当社は、EJSにより紹介された割当予定先並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である日本信用情報サービス株式会社（神奈川県横浜市中区山下町2番地、代表取締役：小塚直志）に割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2023年8月23日、割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東京証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う、早期に多額の資金を調達可能な資金調達の方法を検討しておりましたところ、2023年7月上旬頃にEJSから当社に対し、本新株予約権と本社債の発行を組み合わせた資金調達手法である本スキームの提案を受け、同時に割当予定先の提案を受けました。これまでに提案を受けたことがある新株予約権付社債や新株予約権のみによる資金調達手法の内容を考慮しつつ、当社内において協議・比較検討した結果、本スキームが、本社債の発行により発行時点において一定額の資金を調達できる可能性があるとともに、割当予定先が現在の当社株価の水準に照らして低い行使価額の本新株予約権を市場に過度の影響を与えないよう段階的に行使していくことにより、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。

割当予定先の関連会社であるEJSが、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調

達のアレンジャー業務を担当しました。EJSは英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands、代表取締役：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の100%子会社であります。

（注）本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるEJSの斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

### （3）割当予定先の保有方針

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、割当予定先からは、本新株予約権の行使が進むと当社の発行済株式数も増えることとなり、月間の取引高もそれに伴って増加するものと考えており、日々の取引高の一定程度を継続して売却していく予定であり、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく予定である旨を口頭にて確認しております。また、本新株予約権の行使価額は固定されていることから、割当予定先は当社普通株式の株価の急激な下落や長期の低迷により不利益を受ける立場にあり、本新株予約権の行使及び行使により取得した当社普通株式の売却においては、市場に過度の影響を与えないよう注意を払う旨の説明を口頭で受けております。

また、本買取契約に基づき、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要します。割当予定先から本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとし、承認が行われた場合には、その旨を開示いたします。割当予定先とは、現時点において本新株予約権を譲渡する予定はない旨口頭で確認しております。

### （4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2023年8月31日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、本新株予約権の割当日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式又は下記「(5)株券貸借に関する契約」に記載の株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

#### （５）株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社株主である田邊 勝己は、その保有する当社普通株式の一部についてEVO FUNDへの貸株を行う予定です（契約期間：2023年10月26日～2028年12月29日、貸借株数：2,000,000株、貸借料：年率1.0%、担保：無し）。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、上記貸主との貸株契約書にて定めております。

#### （６）その他

##### A. 証券取引等監視委員会による開示検査について

当社は、証券取引等監視委員会より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けております。当社は、かかる検査に真摯に対応するとともに2023年5月31日に当社とは利害関係のない外部専門家で構成される特別調査委員会（委員長弁護士 小井土直樹、委員公認会計士 能勢元、補助者公認会計士 後藤幸男、公認会計士 立神悠樹、公認不正検査士 関孝徳）を設置し調査を進め、同年9月25日に、当局より指摘を受けた事項について当社の判断を否定することができず、当社の開示に関して訂正報告書を提出すべき明らかな事項は認められない旨の報告書を受領しております（※17）。そのため、当社としましては、当社の開示は適切であったと考えております。しかしながら、今後、開示検査の結果によっては、当社が課徴金納付等の処分を受ける可能性を完全に否定することはできず、当社グループの業績及び財政状態に影響が生じる可能性があります。

#### （※17）

##### 1. 調査対象範囲

2018年8月期以降決算におけるX社に対するテクニカルピッチ（スマートフォンとBluetoothペアリングの上、野球ボール本体を投げると投球データがスマートフォンに転送され、「球速、回転数、回転軸、球種、変化量、腕の振りの速さ」を計測し、専用アプリで投球データの解析が可能となる製品）及びオンラインビンゴシステムの独占販売権付与に関連して、

- ① X社の当社連結対象会社該当性
- ② X社との取引における関連当事者注記の必要性

テクニカルピッチ、オンラインゲームシステム、仮想通貨取引所システムに関連して

- ① テクニカルピッチソフトウェアの無形固定資産計上に関する会計処理の妥当性
- ② オンラインビンゴシステムソフトウェアの無形固定資産計上に関する会計処理



の妥当性

③ 仮想通貨取引所ソフトウェアのソフトウェア仮勘定計上に関する会計処理の妥当性

④ アービトラージシステムのソフトウェアの無形固定資産計上に関する会計処理の妥当性

について調査が行われました。

## 2. 調査結果

テクニカルピッチ及びオンラインビンゴシステムの独占販売権付与に関連して、

① X社の全議決権を保有するY氏が当社の「緊密者」（企業会計基準第22号第7項（3）及び企業会計基準適用指針第22号第8項）に該当するか否かを基準として検討がなされた。Y氏がX社の全議決権を取得したのはX社がテクニカルピッチの販売を開始する約8年前であったこと、購入資金がY氏の自己資金で賄われていること、X社の役員及び従業員の構成には当社の意向が反映されていないこと、当社からX社に対して融資が行われていないこと、当社からX社に対して技術援助を行う業務がないことなどが認められた一方で、当社からX社へのテクニカルピッチの独占販売権の付与などを踏まえ、Y氏は当社の「緊密者」に該当する可能性は否定できない。もっとも、Y氏は「同意者」（企業会計基準第22号第9項）に該当しないことや、仮にX社が破綻したとしても当社が損失を被ることはないことを踏まえ、当社が財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみてX社の意思決定機関を支配していないことが明らかであるから、X社は連結子会社には該当しない。

② 利益の帰属の観点から、X社の損益が当社などに直結しているとはいえないこと、X社の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社に該当するとまではいえないことから、関連当事者注記を行う明らかな必要性までは認められない。

また、テクニカルピッチ、オンラインゲームシステム、仮想通貨取引所システムに関連して、①乃至④については、会計制度委員会報告第12号「研究開発費及びソフトウェア会計処理に関する実務指針」上の基準に照らし、研究開発費に該当しないとするとする会計処理は適切であり、収益獲得又は費用削減の確実性があるとする当社の判断を否定することはできないものと認められている。

## 3. 結論

過年度有価証券報告書等について、訂正報告書を提出すべきことが明らかな事項は認められない。

## B. ロックアップについて

本買取契約において、下記の内容が合意される予定です。

当社は、割当予定先又はEJSによる事前の書面による承諾を得ることなく、本買取契約の締結日に始まり本新株予約権が残存している間において、当社の普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの

付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、またデット・エクイティ・スワップ等の実行による普通株式の発行又は発行会社の普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をして上記の各行為を行わせない。但し、上記の制限は、当社の普通株式の株式分割により当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合、当社が割当予定先又はその関係会社を相手方として上記行為を行う場合、当社が当社の普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡し、当社が譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の普通株式を発行若しくは交付する場合、当社のストックオプション制度に基づき当社が当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権を発行する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合、発行会社を買取人又はその関係会社から第15回新株予約権を取得して第三者に譲渡する場合及びその他適用法令により必要となる場合については適用されない。

#### 8. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前（2023年8月31日時点）	
株主名	持株比率（%）
田邊 勝己	10.36
興和株式会社	8.88
株式会社SBI証券	2.44
楽天証券株式会社	1.95
日本証券金融株式会社	1.28
株式会社証券ジャパン	1.03
佐藤 正人	0.86
auカブコム証券株式会社	0.71
J P モルガン証券株式会社	0.68
岸間 健	0.53

- (注) 1. 「持株比率」は、2023年8月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「大株主及び持株比率」の記載はしていません。
3. 「持株比率」は、小数点第3位を四捨五入しております。

## 9. 今後の見通し

本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (3) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、中長期的な一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途毎に支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示する予定です。

## 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、希薄化率が25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要します。つきましては、2023年11月28日開催予定の本株主総会に付議する本件に関する議案の中で、本資金調達の必要性及び相当性につきご説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくことといたします。

## 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1)最近3年間の業績

	2021年8月期	2022年8月期	2023年8月期
連 結 売 上 高	901百万円	919百万円	941百万円
連 結 営 業 利 益	△514百万円	△161百万円	△243百万円
連 結 経 常 利 益	△405百万円	△162百万円	△296百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	△581百万円	△403百万円	△347百万円
1株当たり連結当期純利益	△20.27円	△12.66円	△10.02円
1株当たり配当金	0.00円	0.00円	0.00円
1株当たり連結純資産額	23.88円	30.21円	20.38円

(2)現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2023年8月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	34,680,693株	100.00%
現時点の転換価額 （行使価額） における潜在株式数	20,420,600株	58.88%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式数は第三者割当て発行した新株予約権及び当社役員向けのストックオプションの数値であります。

(3)最近の株価の状況

最近3年間の状況

	2021年8月期	2022年8月期	2023年8月期
始 値	269円	191円	149円
高 値	281円	217円	161円
安 値	155円	140円	85円
終 値	191円	151円	91円

最近6ヶ月間の状況

	2023年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	112円	108円	103円	91円	90円	92円
高 値	113円	110円	104円	107円	102円	93円
安 値	92円	101円	91円	85円	80円	73円
終 値	108円	103円	92円	91円	92円	80円

（注）2023年10月の状況につきましては、2023年10月23日現在で表示しております。

発行決議日前営業日における株価

	2023年10月23日
始 値	81円
高 値	81円
安 値	80円
終 値	80円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	2022年4月28日
調 達 資 金 の 額	698,220,000円
発 行 価 額	1株につき162円
募集時における 発行済株式数	30,370,693株
該当募集による 発行株式数	4,310,000株
募集後における 発行済株式総数	34,680,693株
割 当 先	興和株式会社 3,080,000株 田邊 勝己 1,230,000株
発行時における 当初の資金用途	興和製品の販売のための当社「新ECプラットフォーム」 開発資金 150百万円 興和製品の販売のための当社「マーケティング・DX化」 開発資金 100百万円 興和と「新規IT事業」を行うための自社システム開発資金 250百万円 興和にサービス提供するための当社「医療系プラットフォーム」開発 資金 50百万円 スポーツIoT開発資金 50百万円 ブロックチェーン開発資金 92百万円 合計：692百万円
発行時における 支出予定時期	2022年4月～2023年7月 2022年10月～2023年7月 2022年6月～2024年5月 2022年4月～2022年12月 2022年7月～2023年6月 2022年6月～2023年9月
2023年9月末にお ける 充 当 状 況	興和製品の販売のための当社「新ECプラットフォーム」 開発資金 0円（今後の支出予定なし） 興和製品の販売のための当社「マーケティング・DX化」 開発資金 0円（今後の支出予定なし） 興和と「新規IT事業」を行うための自社システム開発資金 0円（今後の支出予定なし） 興和にサービス提供するための当社「医療系プラットフォーム」開発 資金 0円（今後の支出予定なし）

	スポーツIoT開発資金 97百万円（支出予定時期：2022年7月～2023年9月） ブロックチェーン開発資金 57百万円（支出予定時期：2022年6月～2023年9月） 小室哲哉氏への貸付金 235百万円（支出予定時期：2022年9月～2022年12月）（※） 運転資金 303百万円（支出予定時期：2022年9月～2023年9月）（※） 合計692百万円を充当済みです。
--	--

（※）⑤当社は、スポーツIoT事業投資の一環として、ゴルフ場を高度にIT化して提供する新しいサービスの開発を進めております。（詳細は2023年9月19日公表の「CS放送『ゴルフネットワーク』の『生田衣梨奈のVSゴルフシーズン5』第7話で新規プロダクト『WH GOLF(ワイハウゴルフ)』が紹介されます」をご参照ください。）これについては、開発投資に約1億円を想定しており、手元資金と、第12回新株予約権に併せて発行した新株式の資金使途であるスポーツIoT開発資金として記載した金額50百万円に充当していくことで賄えるものと判断しておりましたが、2023年8月期第1四半期において、充当額が資金使途の金額を超えてしまう見込みとなったため、その時点で進捗の無かった新株式の資金使途「④興和にサービス提供するための当社「医療系プラットフォーム」開発資金」の50百万円を振り替えて、スポーツIoTへの投資資金使途といたしました。当社といたしましては、本来であればこのような資金使途の変更を行う場合には、適時に開示しなければならないという認識が不足しており、開示が遅れることとなりました。

⑦小室哲哉氏への貸付金235百万円（小室哲哉元取締役個人の借入の返済を資金使途とする。）。なお、当社は、2022年8月より、著名アーティストの小室哲哉氏を迎えて新たにエンタテインメント事業を開始することになりました。小室哲哉氏は個人的な借入の返済のための資金繰り活動に多くの時間を費やしており、アーティストとしての才能を発揮して創作活動をするための時間が大幅に制約されておりました。当社は、このような小室哲哉氏の状況を考慮しより多くの時間を同氏の創作活動のために確保することが、当社のエンタテインメント事業へ資することとなり、同事業の成長発展に繋がるものと判断し資金支援をすることといたしました。このように、⑤及び⑦について興和と当社の間で、協業について今後も継続するかどうか、及び当時（2022年8月）、当社が企画していたエンタテインメント事業（小室哲哉氏を中心とする事業）への進出について協議をしました。その結果、協業案件については保留とし、興和からの調達資金を使用して、一旦Pavilions株式会社を通じて小室哲哉氏へ資金を貸付けることを口頭で合意いたしました。そのため資金使途の変更を行うこととなりました。従って、2023年8月期第1四半期会計期間に資金使途変更があったものと判断しております。この資金使途変更について、開示が遅れた理由は、上記で記載のとおり、適時に開示しなければならないという認識が不足していたためであります。この支援により、同氏の資金繰りには目途が付き、今後同氏はアーティストとしての創作活動に専念出来ることになりました。なお、今後は同様の資金支援をする予定はございません。

⑧運転資金の内訳は、赤字に伴う当社労務費（開発原価に分類される人件費）50百万円及び人件費（販売費及び一般管理費に分類される人件費、地代家賃（当社子会社である株式会社インタープランの地代家賃を含む。）及び支払い報酬）171百万円、外注費（注）80百万円です。なお、未使用残高はございません。開示が遅れた理由は、上記で記載のとおり、適時に開示しなければならないという認識が不足していたためであります。

（注）通信会社向けサーバー運用及び保守費32百万円、インターホン向けサーバー運用及び保守費1百万円、ソーシャルゲーム運営費45百万円、その他外注費1百万円となります。

第三者割当による第12回新株予約権の発行

割 当 日	2022年4月28日
発行新株予約権数	67,800個
発行価額	20,204,400円（第12回新株予約権1個につき298円）
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額）	1,118,564,400円（差引手取概算額 1,111,224,400円） （内訳） 新株予約権発行分 20,204,400円 新株予約権行使分 1,098,360,000円
割 当 先	田邊 勝己 3,080,000株（30,800個） 寺尾 文孝 3,700,000株（37,000個）
募集時における 発行済株式数	30,370,693株
当該募集による 潜在株式数	6,780,000株（第12回新株予約権1個につき100株）
現時点における 行使状況	2023年10月24日現在において、0株（0個）が行使されております。
現時点における 調達した資金の額 （差引手取概算額）	2023年10月24日現在において、12百万円調達しております。 （※）
発行時における 当初の資金使途	「新ECプラットフォーム」開発資金 250百万円 「マーケティング・DX化」開発資金 100百万円 「新規IT事業」開発資金 300百万円 「医療系プラットフォーム」開発資金 260百万円 スポーツIoT開発資金 50百万円 ブロックチェーン開発資金 50百万円 運転資金 101百万円
発行時における 支出予定時期	2023年8月～2024年12月 2023年8月～2024年4月 2024年6月～2026年10月 2023年1月～2024年12月 2023年7月～2024年6月 2023年10月～2024年12月 2022年9月～2024年8月



<p>現時点における 充 当 状 況</p>	<p>2023年10月24日までに、新株予約権の発行及び行使により12 百万円の資金調達を行っております。（※）</p> <p>「新ECプラットフォーム」開発資金 一百万円  「マーケティング・DX化」開発資金 一百万円  「新規IT事業」開発資金 一百万円  「医療系プラットフォーム」開発資金 一百万円  スポーツIoT開発資金 一百万円  ブロックチェーン開発資金 一百万円  運転資金 12百万円</p> <p>調達資金のうち、未使用の残高（現金）はありません。  なお、本日における新株予約権の残数は37,000個であります。</p>
----------------------------	--

（※）調達資金の金額は、発行時の払込金から、第12回新株予約権の発行諸費用を差し引いた金額です。

（注）現時点における行使状況及び現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）は、2023年10月24日までの行使状況に基づき記載しております。

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

第13回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 THE WHY HOW DO COMPANY株式会社第13回新株予約権  
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額金 3,300円  
(本新株予約権1個あたり0.01円)
3. 申込期日 2023年11月29日
4. 割当日及び払込期日 2023年11月29日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
  - (1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2)本新株予約権の目的である株式の総数は33,000,000株（本新株予約権1個あたり100株（以下、「割当株式数」という。））とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 330,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金0.01円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、25円とする。
10. 行使価額の調整
  - (1)当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} \times \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合、EVO FUND又はその関係会社若しくは関係法人に交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。但し、EVO FUND又はその関係会社若しくは関係法人に対して割り当てる場合を除く。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第14回新株予約権及び第15回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。但し、EVO FUND又はその関係会社若しくは関係法人に対して割り当てる場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付され



- ①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2023年11月30日（当日を含む。）から2028年11月30日（当日を含む。）までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

該当事項なし。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 新株予約権の行使請求の方法

- (1)本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2)本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3)本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付す

る。

18. 行使請求受付場所 株式会社アイ・アールジャパン

19. 払込取扱場所 城南信用金庫 九段支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

(1)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長兼社長に一任する。

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

第14回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 THE WHY HOW DO COMPANY株式会社第14回新株予約権  
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額金 3,300円  
(本新株予約権1個あたり0.01円)
3. 申込期日 2023年11月29日
4. 割当日及び払込期日 2023年11月29日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
  - (1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2)本新株予約権の目的である株式の総数は33,000,000株（本新株予約権1個あたり100株（以下、「割当株式数」という。））とする。  
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率  
その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 330,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金0.01円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、25円とする。
10. 行使価額の調整
  - (1)当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第13回新株予約権及び第15回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。但し、EVO FUND又はその関係会社若しくは関係法人に対して割り当てる場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をも



って当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.01円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ①0.01円未満の端数を四捨五入する。
  - ②行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (6)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間  
2023年11月30日（当日を含む。）から2028年11月30日（当日を含む。）までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の一部行使はできない。
13. 新株予約権の取得事由  
該当事項なし。
14. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
16. 新株予約権の行使請求の方法
  - (1)本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
  - (2)本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3)本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 株券の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
18. 行使請求受付場所 株式会社アイ・アールジャパン
19. 払込取扱場所 城南信用金庫 九段支店
20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
21. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号
22. その他

- (1)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長兼社長に一任する。

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

第15回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 THE WHY HOW DO COMPANY株式会社第15回新株予約権  
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額金 3,300円  
(本新株予約権1個あたり0.01円)
3. 申込期日 2023年11月29日
4. 割当日及び払込期日 2023年11月29日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
  - (1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2)本新株予約権の目的である株式の総数は33,000,000株（本新株予約権1個あたり100株（以下、「割当株式数」という。））とする。  
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率  
その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 330,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金0.01円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、25円とする。
10. 行使価額の調整
  - (1)当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第13回新株予約権及び第14回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。但し、EVO FUND又はその関係会社若しくは関係法人に対して割り当てる場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をも

って当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.01円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ①0.01円未満の端数を四捨五入する。
  - ②行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (6)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2023年11月30日（当日を含む。）から2028年11月30日（当日を含む。）までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）の2週間以上前に本新株予約権者に通知することにより、本新株予約権1個当たり払込金額と同額（対象となる本新株予約権者の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株件の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 新株予約権の行使請求の方法

(1)本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2)本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3)本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

18. 行使請求受付場所 株式会社アイ・アールジャパン

19. 払込取扱場所 城南信用金庫 九段支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その

他の規則に従うものとする。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

(1)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長兼社長に一任する。

以 上



# 株主資本等変動計算書

( 2022年 9月1日から  
2023年 8月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,115,442	2,260,651	2,260,651	△2,410,642	△2,410,642
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失 ( △ )				△351,971	△351,971
株主資本以外の項目の当期変動額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△351,971	△351,971
当 期 末 残 高	1,115,442	2,260,651	2,260,651	△2,762,614	△2,762,614

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△161	965,289	48,975	1,014,265
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失 ( △ )		△351,971		△351,971
株主資本以外の項目の当期変動額 ( 純 額 )			2,895	2,895
当 期 変 動 額 合 計	—	△351,971	2,895	△349,076
当 期 末 残 高	△161	613,317	51,870	665,188

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
- ・ 市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
  - ・ 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法によっております。但し、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～15年
工具、器具及び備品	3～8年

② 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア  
社内における利用可能期間（1～5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約から生じる収益に関する重要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

##### 1. 受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、

履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、プロジェクトの総見積原価に対する事業年度末までの発生原価の割合（原価比例法）によって算定しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。また、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## 2. ソーシャルゲーム等のコンテンツサービスに係る収益及び費用の計上基準

当社が運営・配信しているコンテンツは、アイテム課金等の方法により運営を行っております。アイテム課金については、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、コンテンツ内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積り期間に応じて収益を認識しております。

## 3. 経営指導料

経営指導料については、子会社への契約内容に応じたサービスを提供することが履行義務であり、サービスを提供した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

## (6) その他計算書類作成のための基本となる事項

### イ. グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

### ロ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告等第42号 2021年8月12日）を従っております。また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 固定資産の減損

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	－千円
無形固定資産	－千円
減損損失	670千円

#### ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記(1) 固定資産の減損 ②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した事項と同一であるため、記載を省略しております。

### (2) 関係会社株式の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	356,020千円
関係会社株式評価損	－千円

#### ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は、取得原価と発行会社の純資産を基礎として算定した実質価額とを比較し、実質価額が取得原価と比べて50%以上低下した場合は、回復可能性の判定を行った上で、評価減を実施しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の関係会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

### (3) 貸倒引当金

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金（流動）      △11,993千円

貸倒引当金（固定）      △631,642千円

#### ② その他の情報

当社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、損失の見積額について、貸倒引当金を計上しております。一般債権は、貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権は、債権額から回収見込み額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積額を算定する財務内容評価法に基づきそれぞれ引当金を計上しております。

なお、相手先の財政状況が悪化した場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります

## 4. 貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

55,203千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

### (2) 保証債務

子会社である株式会社渋谷肉横丁の建物賃貸借契約に係る債務（月額賃料等総額3,814千円）について連帯保証を行っております。

### (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権      125,024千円

短期金銭債務      95,000千円



## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称 又は氏名	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	田邊勝己	—	—	(被所有) 直接 10.36%	—	資金の回収 (注2)	20,000	短期 貸付金	—
						新株予約権 の取得 (注1)	675	新株予約 権	13,748
役員	國吉芳夫	—	—	(被所有) 直接 0.06%	—	資金の貸付 (注2)	—	役員長期 貸付金	16,561

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 2022年8月17日開催の取締役会決議に基づき第31回新株予約権の取得によるものであります。
2. 資金の貸付に係る利息については金融機関からの調達金利に基づき、決定しております。なお、担保として所有の不動産等を受け入れております。

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社セントラル・バアー・アセット・マネジメント	71,000	金融業	直接100%	役員1名	—	経営指導料の受取(注1)	1,178	売掛金(注7)	1,296
							資金の貸付(注2)	2,000	関係会社長期貸付金(注2, 7)	14,500
							受取利息(注2)	255	未収入金(注7)	706
子会社	株式会社渋谷肉横丁	66,500	飲食関連事業	直接100%	役員1名	—	経営指導料の受取(注1)	4,745	売掛金(注7)	5,220
							資金の貸付(注2)	—	関係会社短期貸付金(注7)	366,000
							利息の受取(注2)	7,848	未収入金(注7)	29,474
子会社	WHDCエンタテインメント株式会社	15,500	ソリューション事業	直接100%	—	—	経営指導料の受取(注1)	1,167	売掛金	1,284
							資金の返済(注3)	25,000	関係会社短期借入金	—
							利息の支払(注3)	125	未払金	—
子会社	株式会社インタープラン	20,000	教育関連事業	直接100%	—	—	経営指導料の受取(注1)	3,360	売掛金	3,696
子会社	株式会社SOUND PORT	15,010	エンタテインメント事業	直接85.07%	—(注6)	—	資金の貸付(注2)	—	関係会社長期貸付金(注2)	63,138
									関係会社短期貸付金(注2)	13,854
							利息の受取(注2)	1,860	未収入金	54



種類	会社等の 名称	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
					役員 の兼 任等	事業 上の 関係				
子会社	Pavilions 株式会社	5,000	エンタテイ ンメント 事業	直接 85%	— (注6)	—	資金の 貸付 (注2)	206,669	関係会社 長期 貸付金 (注2)	172,122
									関係会社 短期 貸付金 (注2)	34,546
							利息の 受取 (注2)	4,271	未収入金	101
子会社	GUAM ENTERTA INMENT SYSTEMS, LLC	1,000 米ドル	ソリュー ション 事業	直接 100%	役員 1名	—	経営指導 料の受取 (注1)	2,904	売掛金	2,904
							預り金の 支払 (注4)	21,958	預り金	—
子会社	One's Room 株式会社	95,000	ソリュー ション 事業	直接 52.63%	役員 2名	—	未払金 (注5)	95,000	未払金	95,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料は、各関連当事者への役務提供内容を勘案して決定しております。
2. 資金の貸付及び利息の受取については、市場金利を勘案して金利を決定しております。
3. 資金の借入及び利息の支払については、市場金利を勘案して金利を決定しております。
4. TTK,LLC.の株式譲渡に係る売却代金を一時的に預かっていたものであります。
5. One's Room株式会社に対する未払金は当社出資金と信華信技術国際有限公司出資金を一時的に預かっているものであります。
6. 株式会社SOUND PORT及びPavilions株式会社の代表取締役小室哲哉氏は2022年11月25日開催の当社第18回定時株主総会にて取締役を選任されたため、就任した2022年12月1日から辞任した2023年7月31日まで両社の代表取締役を兼任しておりました。
7. 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計417,152千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、合計72,586千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に関する事項 (6)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	17円68銭
(2) 1株当たり当期純損失	10円15銭

13. 重要な後発事象

連結注記表「9. 重要な後発事象」に記載のとおりであります。